

## 第22期第2回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年7月19日(月) 14:00～

2 場 所 豊前海水産会館  
京都郡苅田町磯浜町1-2-6  
電話 093-434-1704

### 3 議 題

(1) 福岡県資源管理指針の一部改正について(協議)

資料1

(2) 集魚灯利用すくい網漁業の許可について(協議)

資料2

(3) 第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会について(協議)

資料3

(4) ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止に係る委員会指示について(協議)

資料4

(5) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について(協議)

資料5

(6) 第41回瀬戸内海広域漁業調整委員会について(報告)

資料6

(7) その他



令和3年7月19日  
豊前海区漁業調整委員会

福岡県資源管理指針の一部改正について（協議）

水産振興課漁船漁業係

○概要

令和2年12月21日2水管第1841号で我が国の海洋生物資源の資源管理指針が一部改正されたことを受けて、福岡県資源管理指針の見直しを行うもの。

○指針作成の手続き

- (1) 資源管理協議会における検討（資源管理指針（案）の作成）
- (2) 漁業調整委員会への付議
- (3) 水産庁との協議
- (4) 水産庁長官の指針認定、指針制定

○主な変更点

- (1) 漁獲データを最新の農林水産統計にあわせて平成30年までに更新
- (2) 本指針に基づく資源管理計画が、資源管理協定への移行完了に伴い、本指針を廃止する旨を追記（改正された国の指針との整合を図るもの）

○今後のスケジュール

- (3) R3. 8月 水産庁へ協議、指針変更

○別紙について

- 別紙1 指針変更協議依頼文（案）  
別紙2 資源管理指針変更新旧対照表



3水第1068号-2  
令和3年6月21日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長  
江口 猛 様

福岡県農林水産部水産局水産振興課長  
(漁船漁業係)



福岡県資源管理指針の一部改正について（協議）

標記のことについて、別紙のとおり改正したいので、資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第2の3の（4）の規定に基づき協議します。





【抜粋版】福岡県資源管理指針新旧対照表（下線部：変更箇所）

| 位置     | 変更後  | 変更前  |
|--------|--|--|
| (2ページ) | <p>豊前海は、瀬戸内海最西部の周防灘に位置する海域で、水深は15mより浅く、底質は泥又は砂泥である。カレイ類、ガザミ、エビ類、シヤコ等の好漁場となっている。漁業生産は年々減少しており、平成30年は生産量1.3千トン、生産額12.0億円となっている。漁業種類別にみると小型底びき網漁業が45%、かご漁業が17%と続き、これらの漁業で全体の6割を占める。その他さし網漁業、小型定置網漁業等の漁業が営まれている。</p> | <p>豊前海は、瀬戸内海最西部の周防灘に位置する海域で、水深は15mより浅く、底質は泥又は砂泥である。カレイ類、ガザミ、エビ類、シヤコ等の好漁場となっている。漁業生産は年々減少しており、平成29年は生産量1.4千トン、生産額14.6億円となっている。漁業種類別にみると小型底びき網漁業が45%、かご漁業が17%と続き、これらの漁業で全体の6割を占める。その他さし網漁業、小型定置網漁業等の漁業が営まれている。</p> |
| 図差し替え  |  |  |
| (略)    | <p>図3 豊前海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移</p>  | <p>図3 豊前海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移</p>  |

|                 |  |   |
|-----------------|--|---|
| <p>(22 ページ)</p> | <p>第4 その他<br/> (1) 履行確認等について<br/> (略)<br/> (2) その他<br/> (略)</p>  | <p>第4 その他<br/> (1) 履行確認等について<br/> (略)<br/> (2) その他<br/> (略)</p> |
| <p>(追加)</p>     | <p>(3) 福岡県資源管理指針の廃止について<br/> 本指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協<br/> 定へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、<br/> これに伴い、本指針を廃止する。</p> |   |



## 新旧对照表（全体版）



福岡県資源管理指針新旧対照表（下線部：変更箇所）

| 位置      | 変更前   |
|---------|---|
| (1 ページ) | <p style="text-align: center;"><b>福岡県資源管理指針</b></p> <p>平成23年3月31日 制定<br/>           (平成23年8月25日 変更)<br/>           (平成24年3月26日 変更)<br/>           (平成26年1月15日 変更)<br/>           (平成26年9月4日 変更)<br/>           (平成27年2月24日 変更)<br/>           (平成28年4月14日 変更)<br/>           (平成28年9月2日 変更)<br/>           (平成29年7月18日 変更)<br/>           (平成30年4月25日 変更)<br/>           (平成31年4月12日 変更)<br/>           (令和2年3月27日 変更)</p> <p style="text-align: center;"><b>福岡県資源管理指針</b></p> <p>平成23年3月31日 制定<br/>           (平成23年8月25日 変更)<br/>           (平成24年3月26日 変更)<br/>           (平成26年1月15日 変更)<br/>           (平成26年9月4日 変更)<br/>           (平成27年2月24日 変更)<br/>           (平成28年4月14日 変更)<br/>           (平成28年9月2日 変更)<br/>           (平成29年7月18日 変更)<br/>           (平成30年4月25日 変更)<br/>           (平成31年4月12日 変更)<br/>           (令和2年3月27日 変更)</p> |
| (追加)    | <p><b>第1 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方</b></p> <p>1. 漁業概観</p> <p>本県は、九州北部に位置し、外海性の筑前海、内海性の豊前海、内湾性の有明海という特性の異なる3つの海域を有している</p>  |

る。  
 筑前海は、対馬海峡東水道の玄界灘、響灘に位置し、対馬暖流の影響を受ける海域である。沿岸域の岩礁地帯には藻場が形成されており、アワビ・サザエ等の定生性の水産資源が多く生息している。沖合域には、多くの天然礁が分布し、広域回遊性のマアジ・サバ類や、マダイ、イカ類等の好漁場が形成されている。漁業生産については、平成30年は生産量2.5万トン、生産額88億円と前年より豊漁であった。生産量を漁業種類別にみると中小型まき網漁業が26%、船びき網漁業が21%、つり漁業が10%と続き、これらの漁業で全体の6割程度を占める。その他さし網漁業、小型底びき網漁業等の多種多様な漁業が営まれている。

図差し替え

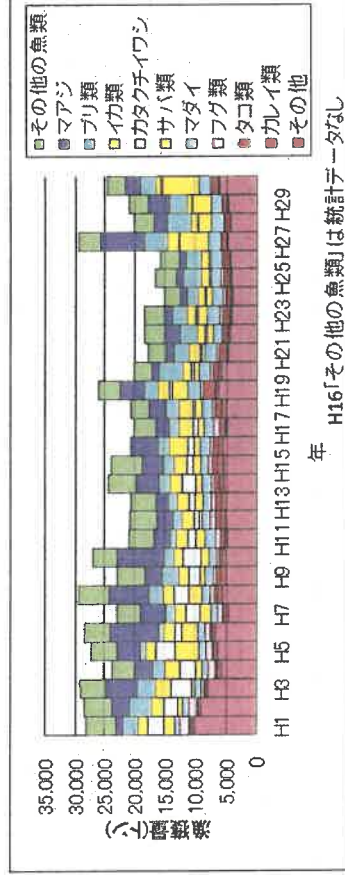


図1 筑前海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

る。  
 筑前海は、対馬海峡東水道の玄界灘、響灘に位置し、対馬暖流の影響を受ける海域である。沿岸域の岩礁地帯には藻場が形成されており、アワビ・サザエ等の定生性の水産資源が多く生息している。沖合域には、多くの天然礁が分布し、広域回遊性のマアジ・サバ類や、マダイ、イカ類等の好漁場が形成されている。漁業生産については、平成29年は生産量2.1万トン、生産額82億円と前年並であった。生産量を漁業種類別にみると中小型まき網漁業が29%、船びき網漁業が23%、つり漁業が11%と続き、これらの漁業で全体の6割以上を占める。その他さし網漁業、小型底びき網漁業等の多種多様な漁業が営まれている。

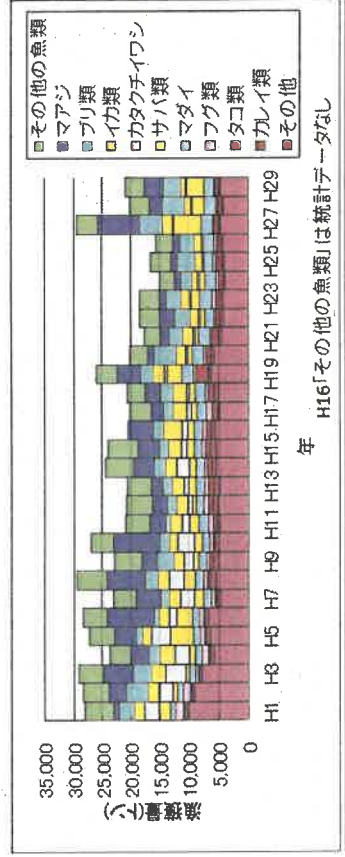


図1 筑前海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

(2ページ)

有明海は、筑後川をはじめ多くの河川が流れ込む海域で、干満差が最大6 mに達し、干潮時には約20km<sup>2</sup>の広大な干潟が出現する。全国有数のノリ養殖産地であるとともに、アサリ等の貝類資源が豊富である。漁業生産については、生産量3.7～6.6千トン、生産額12～24億円前後で推移しているが、アサリ等の採貝漁業が中心であり、生産量は貝類資源の状態に大きく左右される。近年はクラゲの中国向き輸出需要が増大しており、平成24年からクラゲの大量発生があった際にはクラゲを含むその他の水産動物の占める割合が生産量の過半数を占めた。

漁業種類別に見ると、平成28年に約10年ぶりの大量発生が認められたアサリの漁獲量が急激に増加し、平成29年の漁獲量は前年の3倍近くに達した。平成30年はさらに漁獲量が増加し、その影響で採貝漁業の占める割合が前年の76%から81%に増加、さし網漁業は21%から16%に減少した。なお、この2つの漁業種類で有明海の漁業全体の97%を占める。

有明海は、筑後川をはじめ多くの河川が流れ込む海域で、干満差が最大6 mに達し、干潮時には約20km<sup>2</sup>の広大な干潟が出現する。全国有数のノリ養殖産地であるとともに、アサリ等の貝類資源が豊富である。漁業生産については、生産量3.7～6.6千トン、生産額12～24億円前後で推移しているが、アサリ等の採貝漁業が中心であり、生産量は貝類資源の状態に大きく左右される。近年はクラゲの中国向き輸出需要が増大しており、平成24年からクラゲの大量発生があった際にはクラゲを含むその他の水産動物の占める割合が生産量の過半数を占めた。

漁業種類別に見ると、平成28年に約10年ぶりの大量発生が認められたアサリの漁獲量が急激に増加し、平成29年の漁獲量は前年の3倍近くに達した。その影響で採貝漁業の占める割合が前年の61%から76%に増加、さし網漁業は37%から21%に減少した。なお、この2つの漁業種類で有明海の漁業全体の97%を占める。

(2 ページ)  
図差し替え

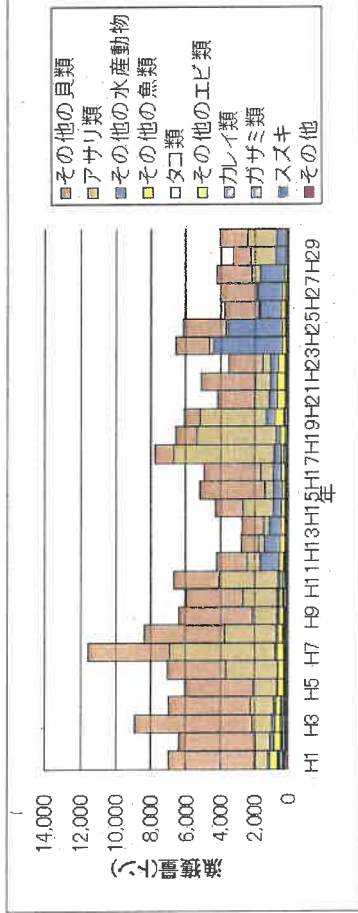


図2 有明海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

豊前海は、瀬戸内海最西部の周防灘に位置する海域で、水深は15mより浅く、底質は泥又は砂泥である。カレイ類、ガザミ、エビ類、シヤコ等の好漁場となっている。漁業生産は年々減少しており、平成30年は生産量1.3千トン、生産額12.0億円となっている。漁業種類別にみると小型底びき網漁業が45%、かご漁業が17%と続き、これらの漁業で全体の6割を占める。その他さし網漁業、小型定置網漁業等の漁業が営まれている。

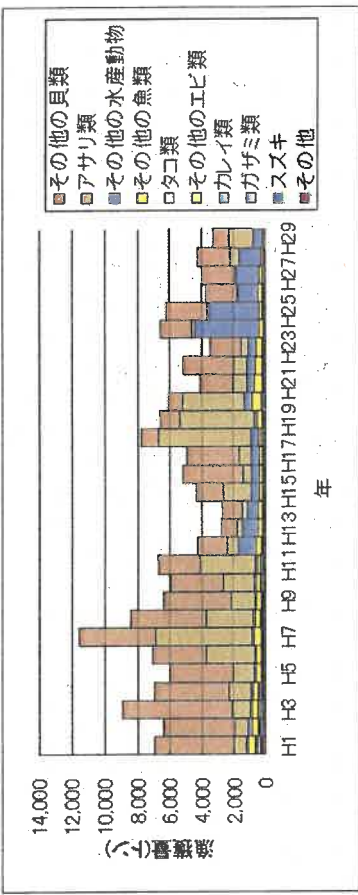


図2 有明海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

豊前海は、瀬戸内海最西部の周防灘に位置する海域で、水深は15mより浅く、底質は泥又は砂泥である。カレイ類、ガザミ、エビ類、シヤコ等の好漁場となっている。漁業生産は年々減少しており、平成29年は生産量1.4千トン、生産額14.6億円となっている。漁業種類別にみると小型底びき網漁業が45%、かご漁業が17%と続き、これらの漁業で全体の6割を占める。その他さし網漁業、小型定置網漁業等の漁業が営まれている。



海では各種漁業種類におけるトラフグ、マダイ、ヒラメ等の小型魚再放流を中心とした取組、豊前海では小型底びき網漁業を中心としたカレイ類、シヤコ等の小型魚再放流の取組、有明海ではタイラギを対象とした保護区の設定や休漁等の取組が行われてきた。

さらに平成8年からは TAC 制度の下で、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカを対象とした漁獲量管理を、平成14年からは資源回復計画制度の下で、「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）」、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シヤコ、ガザミ）資源回復計画（平成16年11月19日公表）」、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画（平成17年4月15日公表）」、「福岡湾口域イカナゴ資源回復計画（平成19年6月5日公表）」、「有明海ガザミ資源回復計画（平成20年3月28日公表）」に基づき、小型魚及び産卵親魚の保護、休漁期間の設定、漁具の制限等の資源管理に取り組んできた。

また平成29年4月にクロマグロが新たに漁獲量管理対象魚種として政令指定を受けたことから、平成30年7月よりクロマグロについても TAC 制度による数量管理が実施されている。

### 3. 資源管理の方向性

本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、こ

海では各種漁業種類におけるトラフグ、マダイ、ヒラメ等の小型魚再放流を中心とした取組、豊前海では小型底びき網漁業を中心としたカレイ類、シヤコ等の小型魚再放流の取組、有明海ではタイラギを対象とした保護区の設定や休漁等の取組が行われてきた。

さらに平成8年からは TAC 制度の下で、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカを対象とした漁獲量管理を、平成14年からは資源回復計画制度の下で、「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）」、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シヤコ、ガザミ）資源回復計画（平成16年11月19日公表）」、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画（平成17年4月15日公表）」、「福岡湾口域イカナゴ資源回復計画（平成19年6月5日公表）」、「有明海ガザミ資源回復計画（平成20年3月28日公表）」に基づき、小型魚及び産卵親魚の保護、休漁期間の設定、漁具の制限等の資源管理に取り組んできた。

また平成29年4月にクロマグロが新たに漁獲量管理対象魚種として政令指定を受けたことから、平成30年7月よりクロマグロについても TAC 制度による数量管理が実施されている。

### 3. 資源管理の方向性

本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、こ



|         |   |   |
|---------|---|---|
| (3 ページ) | <p>れまで取り組んでいる、TAC 管理や資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を積極的に促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。</p> <p>なお、本指針における公的資源管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したものである。本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱いも</p> | <p>れまで取り組んでいる、TAC 管理や資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を積極的に促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。</p> <p>なお、本指針における公的資源管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したものである。本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱いも</p> |
| (4 ページ) | <p><b>第2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向</b></p> <p><b>【筑前海区】</b></p> <p><b>【魚種別資源管理】</b></p> <p>1. マダイ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>マダイは、主に1そうごち網漁業（許可）、2そうごち網漁業（許可）で漁獲されている。</p>   | <p><b>第2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向</b></p> <p><b>【筑前海区】</b></p> <p><b>【魚種別資源管理】</b></p> <p>1. マダイ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>マダイは、主に1そうごち網漁業（許可）、2そうごち網漁業（許可）で漁獲されている。</p>   |

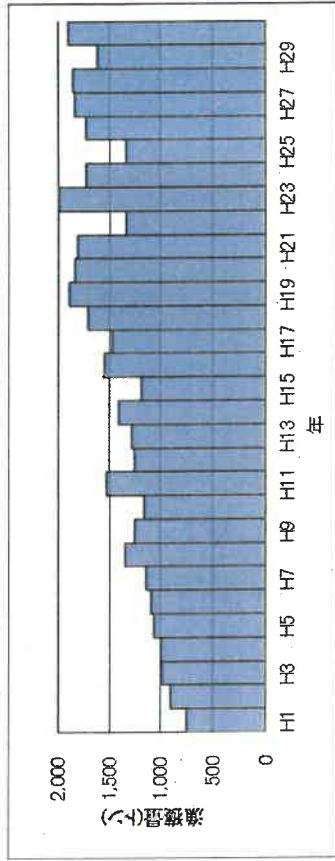


図5 筑前海区マダダイ漁獲量の推移

近年の漁獲量は1,300～2,000トンで推移しており、年変動はあるものの横ばいで、資源も比較的高位水準であると推測される。

(2) 資源管理目標

資源の高位水準を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

1 そろごち網漁業：

資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○体漁

また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限

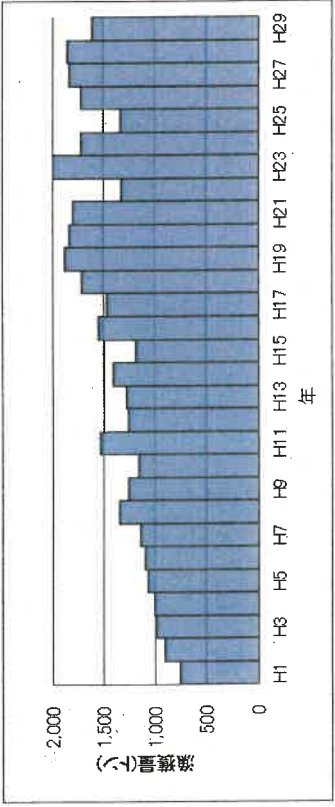


図5 筑前海区マダダイ漁獲量の推移

近年の漁獲量は1,300～2,000トンで推移しており、年変動はあるものの横ばいで、資源も比較的高位水準であると推測される。

(2) 資源管理目標

資源の高位水準を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

1 そろごち網漁業：

資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○体漁

また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| <p>(4 ページ)</p> | <p>(小型魚再放流) 等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。</p> <p>2 そろごち網漁業：<br/>資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限(小型魚再放流)の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。</p> | <p>(小型魚再放流) 等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。</p> <p>2 そろごち網漁業：<br/>資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限(小型魚再放流)の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。</p> |
| <p>(5 ページ)</p> | <p>2. トラフグ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>トラフグは、主としてとらふぐはえ縄漁業(承認・届出制※)で漁獲されている。漁獲量は、平成7年に208トンあったものが、21年には30トンまで減少し、その後、福岡県の漁獲量は横ばいであるが、水産庁の資源評価によると東シナ海・日本海・瀬戸内海系群のトラフグ資源量は低位水準で減少傾向にあると推定されている。</p>  | <p>2. トラフグ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>トラフグは、主としてとらふぐはえ縄漁業(承認・届出制※)で漁獲されている。漁獲量は、平成7年に208トンあったものが、21年には30トンまで減少し、その後、福岡県の漁獲量は横ばいであるが、水産庁の資源評価によると東シナ海・日本海・瀬戸内海系群のトラフグ資源量は低位水準で減少傾向にあると推定されている。</p>  |

(5ページ)  
図差し替え

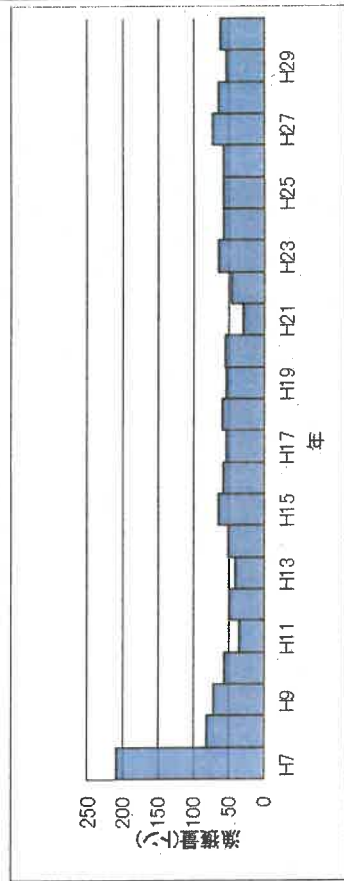


図6 筑前海区トラフグ漁獲量の推移

※九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画における漁獲努力量抑制措置として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により自由漁業から承認・届出漁業へ移行。

(2) 資源管理目標

資源が低位水準、減少傾向にあることから、今後この状況を回復基調に転じさせることを目標とする。

(3) 資源管理措置

とらふぐはえ縄漁業：

低位水準、減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた下記措置に、引き続き重点的に取り組む必要がある。

○休漁

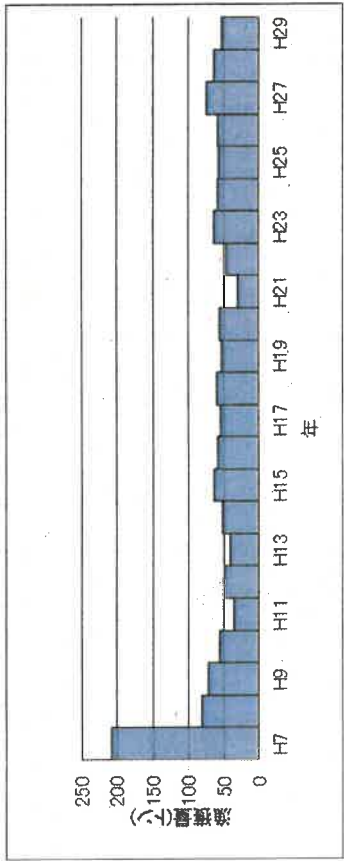


図6 筑前海区トラフグ漁獲量の推移

※九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画における漁獲努力量抑制措置として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により自由漁業から承認・届出漁業へ移行。

(2) 資源管理目標

資源が低位水準、減少傾向にあることから、今後この状況を回復基調に転じさせることを目標とする。

(3) 資源管理措置

とらふぐはえ縄漁業：

低位水準、減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた下記措置に、引き続き重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(5 ページ)

また、上記の措置のほか、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた、小型魚の再放流・種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

(6 ページ)

### 3. イカ類

#### (1) 資源及び漁獲の状況

イカ類については、いか釣り漁業（自由、許可）で漁獲されるケンサキイカ・ヤリイカ等と、いかかご漁業（許可）で漁獲されるコウイカ類が含まれる。漁獲量は年による変動が大きい  
が、近年は減少傾向であり、平成30年の漁獲量は959トンと前年に引き続き1,000トンを下回った。

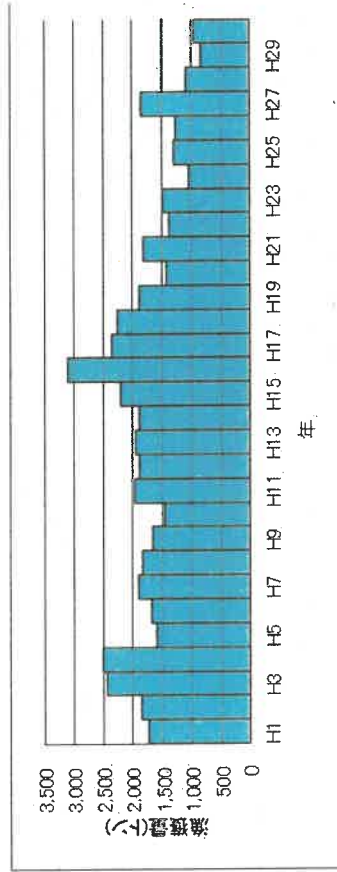


図7 筑前海区イカ類漁獲量の推移

#### (2) 資源管理目標

近年漁獲量が減少傾向であることから、今後この状況を回復

また、上記の措置のほか、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた、小型魚の再放流・種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

### 3. イカ類

#### (1) 資源及び漁獲の状況

イカ類については、いか釣り漁業（自由、許可）で漁獲されるケンサキイカ・ヤリイカ等と、いかかご漁業（許可）で漁獲されるコウイカ類が含まれる。漁獲量は年による変動が大きい  
が、近年は減少傾向であり、平成29年の漁獲量は842トンと初めて1,000トンを下回った。

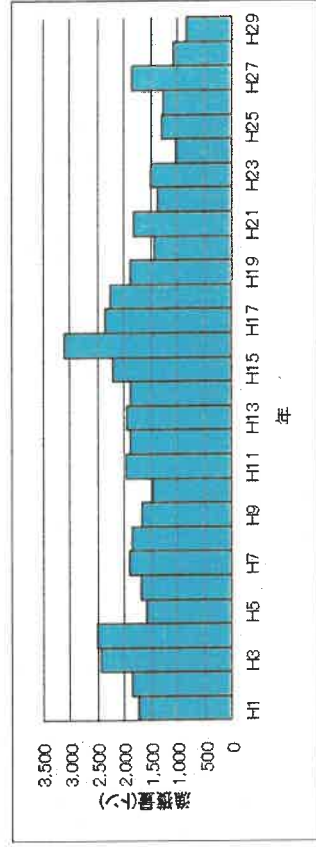


図7 筑前海区イカ類漁獲量の推移

#### (2) 資源管理目標

近年漁獲量が減少傾向であることから、今後この状況を回復

|  |   |   |
|--|---|---|
| (6ページ)   | <p>傾向に転じさせることを目的とする。</p> <p>(3) 資源管理措置</p> <p>いか釣り漁業：</p> <p>減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記措置のほか、光力上限制限、産卵保護区域の設定や操業時間の制限等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p> <p>なお、他道府県海域で操業するものにあつては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。</p> | <p>傾向に転じさせることを目的とする。</p> <p>(3) 資源管理措置</p> <p>いか釣り漁業：</p> <p>減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記措置のほか、光力上限制限、産卵保護区域の設定や操業時間の制限等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p> <p>なお、他道府県海域で操業するものにあつては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。</p> |
| <p>いかかご漁業：</p> <p>減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> | <p>いかかご漁業：</p> <p>減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p>  | <p>いかかご漁業：</p> <p>減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p>  |

(7ページ)

#### 4. アウビ

##### (1) 資源及び漁獲の状況

アウビについては、主として素潜り漁業（漁業権）、潜水器漁業（許可）で漁獲されている。漁獲量は、平成2年に284トンあったが、29年には39トンまで減少したが、30年は65トンに回復した。

図差し替え

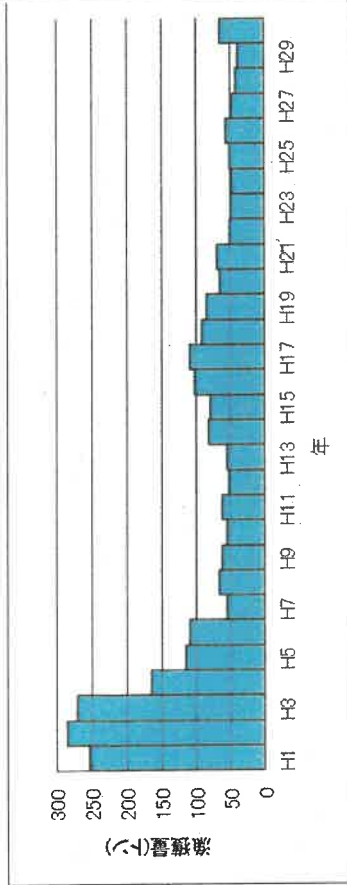


図8 筑前海区アウビ漁獲量の推移

##### (2) 資源管理目標

資源が低位水準にあることから、今後この状況を回復させることを目標とする。

##### (3) 資源管理措置

素潜り漁業：

#### 4. アワビ

##### (1) 資源及び漁獲の状況

アワビについては、主として素潜り漁業（漁業権）、潜水器漁業（許可）で漁獲されている。漁獲量は、平成4年に165トンあったが、29年には39トンまで減少しており、資源も低位水準にあると推測される。

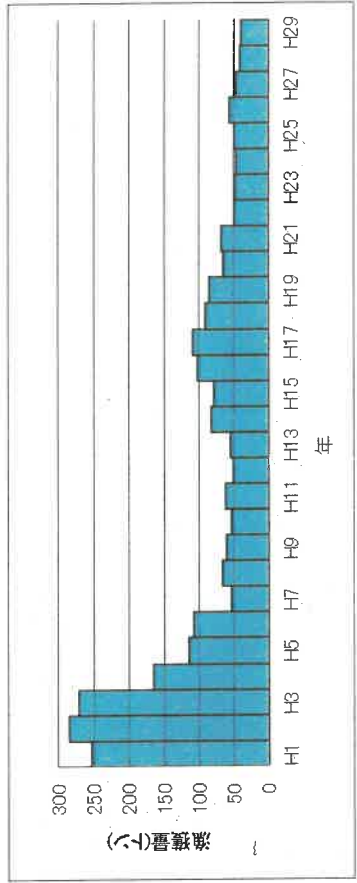


図8 筑前海区アワビ漁獲量の推移

##### (2) 資源管理目標

資源が低位水準にあることから、今後この状況を回復させることを目標とする。

##### (3) 資源管理措置

素潜り漁業：

|        |  |  |
|--------|--|--|
| (7ページ) | <p>低位水準にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲量制限、保護区域の設定、輪番制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p> | <p>低位水準にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲量制限、保護区域の設定、輪番制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p> |
| (7ページ) | <p><b>潜水器漁業：</b></p> <p>低位水準にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p>  | <p><b>潜水器漁業：</b></p> <p>低位水準にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p>  |
| (8ページ) | <p>5. ハマグリ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>ハマグリについては、主として手掘りで漁獲されている。平成10年の漁獲量は8トン、その後、7～15トンで安定的に推</p>  | <p>5. ハマグリ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>ハマグリについては、主として手掘りで漁獲されている。平成10年の漁獲量は8トン、その後、7～15トンで安定的に推</p>  |



(8ページ)

移している。資源量調査を開始した平成17年の資源量は182トンであったが、26年には406トンまで回復したものの、30年は258トンであり、近年は減少傾向にある。

(2) 資源管理目標

資源量の現状維持を目標とする。

図差し替え

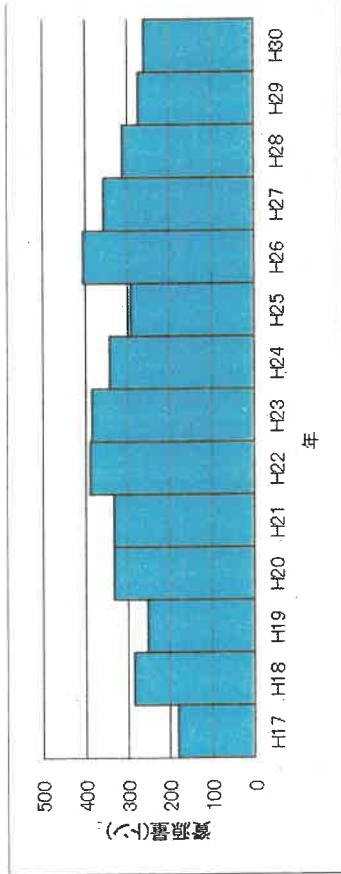


図9 筑前海区ハマグリ資源量の推移

(3) 資源管理措置

近年資源量が安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

- 漁獲殻長制限
- 漁獲量制限

移している。資源量調査を開始した平成17年の資源量は182トンであったが、平成29年度は272トンであり、近年は概ね300～400トンで推移している。

(2) 資源管理目標

資源量の現状維持を目標とする。

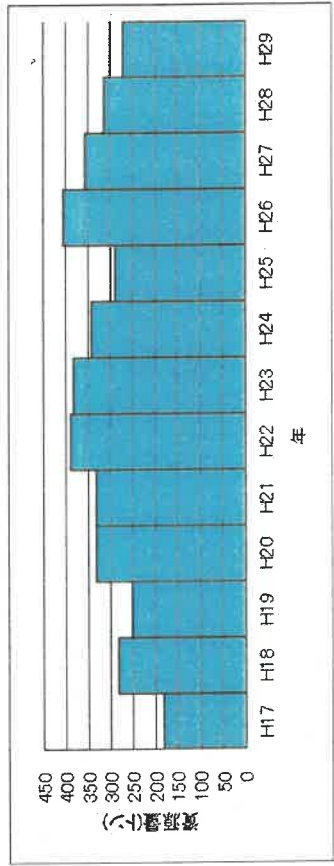


図9 筑前海区ハマグリ資源量の推移

(3) 資源管理措置

近年資源量が安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

- 漁獲殻長制限
- 漁獲量制限

|         |   |   |
|---------|---|---|
| (8 ページ) | <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁場の輪採制、密漁監視等の措置についても引き続き取り組みむものとする。</p>   | <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁場の輪採制、密漁監視等の措置についても引き続き取り組みむものとする。</p>   |
| (9 ページ) | <p>6. クロマグロ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>北太平洋まぐろ類国際科学委員会によれば、当県漁業者が漁獲するクロマグロが含まれる太平洋クロマグロの資源状況は、平成8年から続く減少傾向に歯止めがかかり、平成22年以降ゆっくと回復傾向にあることが確認されたもの、平成26年の親魚資源量は2.1万トンと、依然として歴史的最低水準であり、資源水準は低位、動向は減少と推定されている。</p> <p>本県においてクロマグロは、主としてひき縄漁業、つり漁業で漁獲されているが、他にまき網漁業やはえ縄漁業、定置網漁業などでも混獲される。クロマグロの漁獲量は年による変動が大きく、平成20年の漁獲量が248.7トンと突出しているが、その他の年は4～52トンと低位で推移している。</p> | <p>6. クロマグロ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>北太平洋まぐろ類国際科学委員会によれば、当県漁業者が漁獲するクロマグロが含まれる太平洋クロマグロの資源状況は、平成8年から続く減少傾向に歯止めがかかり、平成22年以降ゆっくと回復傾向にあることが確認されたもの、平成26年の親魚資源量は2.1万トンと、依然として歴史的最低水準であり、資源水準は低位、動向は減少と推定されている。</p> <p>本県においてクロマグロは、主としてひき縄漁業、つり漁業で漁獲されているが、他にまき網漁業やはえ縄漁業、定置網漁業などでも混獲される。クロマグロの漁獲量は年による変動が大きく、平成20年の漁獲量が248.7トンと突出しているが、その他の年は4～52トンと低位で推移している。</p> |

(9ページ)  
図差し替え

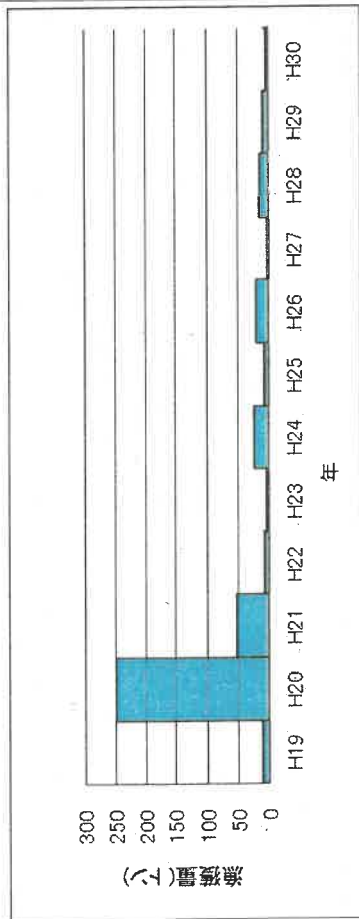


図10 筑前海区クロマグロ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

国は、クロマグロを30キログラム未満の小型魚(以下、「小型魚」という。)と30キログラム以上の大型魚に分けて管理し、それぞれ漁獲可能量を設定する数量管理を実施している。また小型魚の漁獲を抑制、削減し、大きく育ててから漁獲することにより、本種の資源管理を推進すること、また、資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないようにすると考え方を平成22年に公表している。

また、我が国周辺を含む中西部太平洋水域を管轄する中西部太平洋まぐろ類委員会においては暫定目標としてクロマグロの親魚資源量を令和6年までに少なくとも60%の確率で歴史的間値(約4.1万トン)まで回復させることとしている。

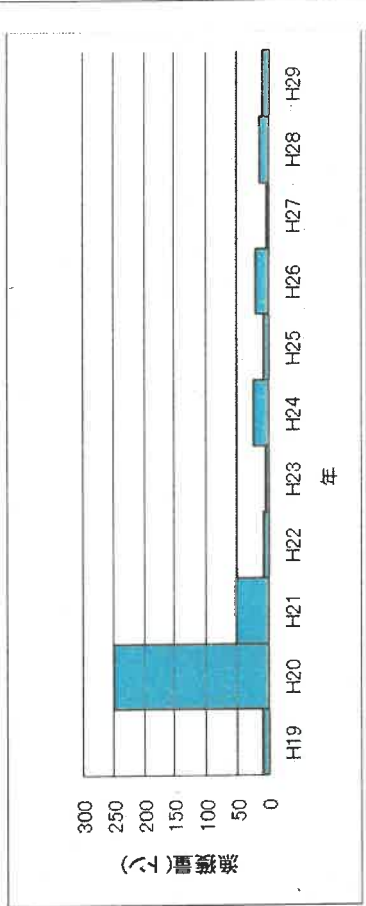


図10 筑前海区クロマグロ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

国は、クロマグロを30キログラム未満の小型魚(以下、「小型魚」という。)と30キログラム以上の大型魚に分けて管理し、それぞれ漁獲可能量を設定する数量管理を実施している。また小型魚の漁獲を抑制、削減し、大きく育ててから漁獲することにより、本種の資源管理を推進すること、また、資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないようにすると考え方を平成22年に公表している。

また、我が国周辺を含む中西部太平洋水域を管轄する中西部太平洋まぐろ類委員会においては暫定目標としてクロマグロの親魚資源量を令和6年までに少なくとも60%の確率で歴史的間値(約4.1万トン)まで回復させることとしている。

|         |  |  |
|---------|--|--|
| (9ページ)  | <p>(3) 資源管理措置</p> <p><b>漁船漁業</b></p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁(強度資源管理※)</li> <li>○漁獲量の上限設定(強度資源管理※)</li> <li>○再放流(強度資源管理※)</li> </ul> <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p> | <p>(3) 資源管理措置</p> <p><b>漁船漁業</b></p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁(強度資源管理※)</li> <li>○漁獲量の上限設定(強度資源管理※)</li> <li>○再放流(強度資源管理※)</li> </ul> <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p> |
| (10ページ) | <p><b>定置網漁業</b></p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁(強度資源管理※)</li> <li>○漁獲量の上限設定(強度資源管理※)</li> <li>○再放流(強度資源管理※)</li> </ul> <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>                  | <p><b>定置網漁業</b></p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁(強度資源管理※)</li> <li>○漁獲量の上限設定(強度資源管理※)</li> <li>○再放流(強度資源管理※)</li> </ul> <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>                  |

(10 ページ)

また、上記の措置の他、クログロの漁獲状況を適時的確に把握するための漁獲モニタリングを実施する。

(11 ページ)

### 7. タコ類

#### (1) 資源及び漁獲の状況

タコ類については、たこつぼ漁業（漁業権、許可）、雑魚かご漁業（漁業権、許可）、小型機船底びき網漁業で漁獲されるマダコ、テナガダコ、イイダコ等が含まれる。漁獲量は、平成2年に209トンであったが平成8年から徐々に増加した。特異的に1,978トンの漁獲があった平成19年を除くと、近年はおおよそ800～1,100トンで推移し、高位横ばいの傾向であると推測される。

図差し替え

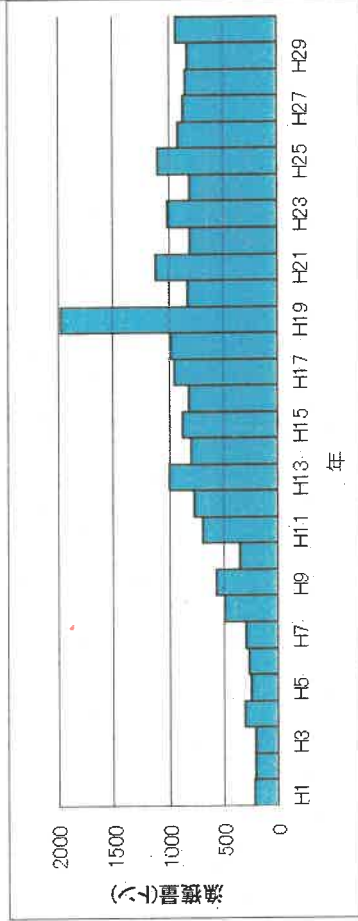


図 1.1 筑前海区タコ類漁獲量の推移

また、上記の措置の他、クログロの漁獲状況を適時的確に把握するための漁獲モニタリングを実施する。

### 7. タコ類

#### (1) 資源及び漁獲の状況

タコ類については、たこつぼ漁業（漁業権、許可）、雑魚かご漁業（漁業権、許可）、小型機船底びき網漁業で漁獲されるマダコ、テナガダコ、イイダコ等が含まれる。漁獲量は、平成2年に209トンであったが平成8年から徐々に増加した。特異的に1,978トンの漁獲があった平成19年を除くと、近年はおおよそ800～1,100トンで推移し、高位横ばいの傾向であると推測される。

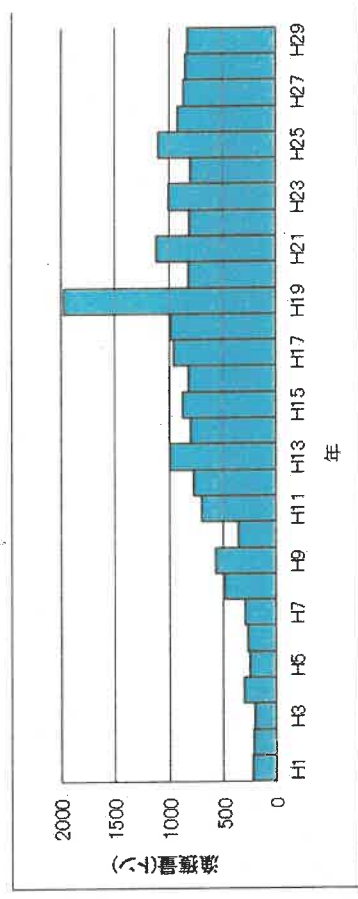


図 1.1 筑前海区タコ類漁獲量の推移

|                 |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|
| <p>(11 ページ)</p> | <p>(2) 資源管理目標<br/>資源を維持することを目標とする。</p> <p>(3) 資源管理措置<br/>たこつぼ漁業：<br/>資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。<br/>○休漁</p> <p>雑魚かご漁業：<br/>資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。<br/>○休漁</p> <p>小型機船底びき網漁業：<br/>資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。<br/>○休漁</p> | <p>(2) 資源管理目標<br/>資源を維持することを目標とする。</p> <p>(3) 資源管理措置<br/>たこつぼ漁業：<br/>資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。<br/>○休漁</p> <p>雑魚かご漁業：<br/>資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。<br/>○休漁</p> <p>小型機船底びき網漁業：<br/>資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。<br/>○休漁</p> | <p>資源管理推進のため、平成 28 年 5 月 27 日付筑前海区漁業調</p> |
|                 | <p>資源管理推進のため、平成 28 年 5 月 27 日付筑前海区漁業調</p>   | <p>資源管理推進のため、平成 28 年 5 月 27 日付筑前海区漁業調</p>   | <p>資源管理推進のため、平成 28 年 5 月 27 日付筑前海区漁業調</p> |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| (11 ページ) | <p>整委員会指示 175 号に位置づけられた、指定海域での体重 400g 未満のマダゴの採捕禁止については、自主的措置として取り扱うこととする。</p>  | <p>整委員会指示 175 号に位置づけられた、指定海域での体重 400g 未満のマダゴの採捕禁止については、自主的措置として取り扱うこととする。</p>  |
| (12 ページ) | <p><b>【漁業種類別資源管理】</b></p> <p>1. 中小型まき網漁業（あじ・さばまき網漁業及びかたくちいわしまき網漁業）</p> <p>(1) 漁獲の状況</p> <p>中小型まき網漁業のうち、あじ・さばまき網漁業はマアジ、マサバ、ゴマサバ等、かたくちいわしまき網漁業はいわし類を主な漁獲対象種とする。漁獲量は漁獲対象種の来遊状況により大きく変動するもの、平成 6 年に約 13,000 トンであったものが、平成 24 年は約 3,500 トンまで減少している。平成 27 年は主要な漁獲物であるマアジ、サバ類の来遊量が多かったため、漁獲量は約 7,500 トンと大幅に増加したが、平成 30 年には約 4,400 トンと減少しており、資源量は依然として不安定である。当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。</p> | <p><b>【漁業種類別資源管理】</b></p> <p>1. 中小型まき網漁業（あじ・さばまき網漁業及びかたくちいわしまき網漁業）</p> <p>(1) 漁獲の状況</p> <p>中小型まき網漁業のうち、あじ・さばまき網漁業はマアジ、マサバ、ゴマサバ等、かたくちいわしまき網漁業はいわし類を主な漁獲対象種とする。漁獲量は漁獲対象種の来遊状況により大きく変動するもの、平成 6 年に約 13,000 トンであったものが、平成 24 年は約 3,500 トンまで減少している。平成 27 年は主要な漁獲物であるマアジ、サバ類の来遊量が多かったため、漁獲量は約 7,500 トンと大幅に増加したが、平成 29 年には約 4,600 トンと減少しており、資源量は依然として不安定である。当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。</p> |

(12 ページ)  
図差し替え

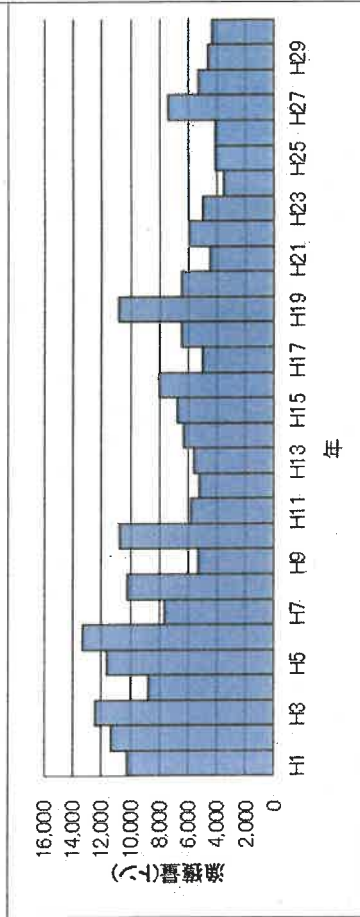


図12 筑前海区中小型網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために、当該漁業において漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(13 ページ)

2. 小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）は、カレイ類、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲量は平成元

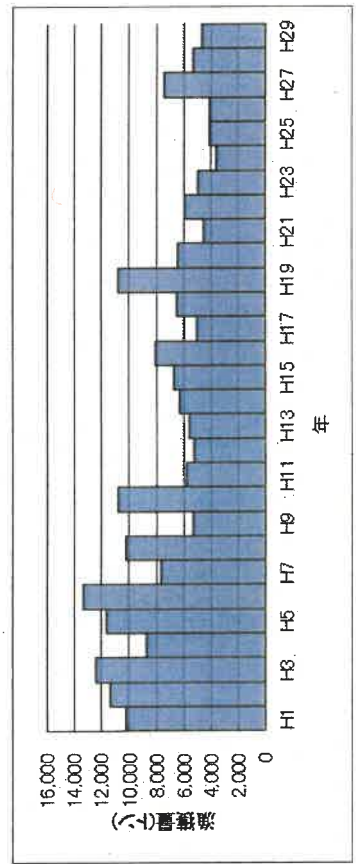


図12 筑前海区中小型網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために、当該漁業において漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

2. 小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）は、カレイ類、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲量は平成元



(13 ページ)

年に約3,400トンであったものが、近年は500トン前後まで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

図差し替え

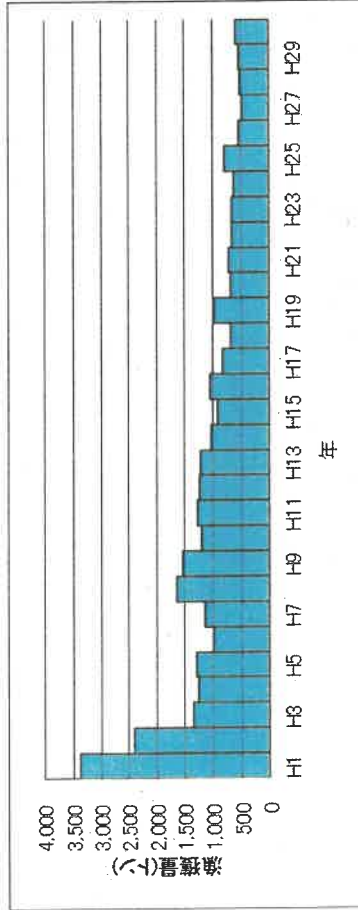


図13 筑前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

資源の減少に歯止めをかけ、持続的に利用していくため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

年に約3,400トンであったものが、近年は500トン前後まで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

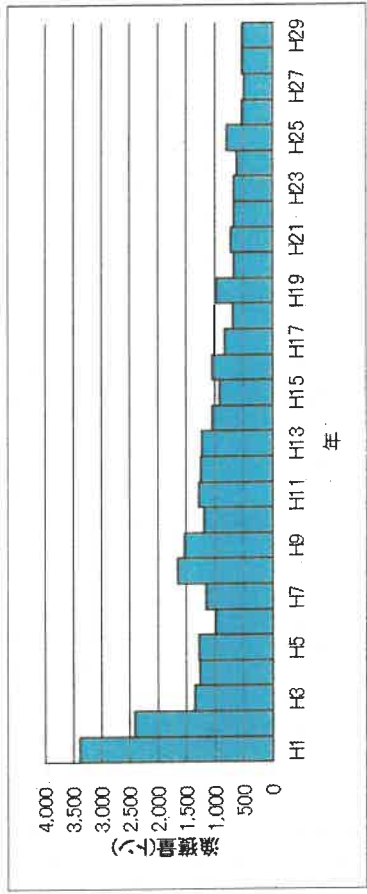


図13 筑前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

資源の減少に歯止めをかけ、持続的に利用していくため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

|          |   |   |
|----------|---|---|
| (13 ページ) | <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（トラフグ、ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。</p>  | <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（トラフグ、ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。</p>  |
| (14 ページ) | <p>3. さし網漁業</p> <p>(1) 漁獲の状況</p> <p>さし網漁業は、ヒラメ、カレイ類、サワラ、ブリ、キス等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。漁獲動向は概ね2,000～3,000トンの漁獲があり比較的安定していたが、平成20年以降は2,000トンを下回り、近年はやや減少傾向となっている。</p> <p>当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組みむ必要がある。</p> | <p>3. さし網漁業</p> <p>(1) 漁獲の状況</p> <p>さし網漁業は、ヒラメ、カレイ類、サワラ、ブリ、キス等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。漁獲動向は概ね2,000～3,000トンの漁獲があり比較的安定していたが、平成20年以降は2,000トンを下回り、近年はやや減少傾向となっている。</p> <p>当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組みむ必要がある。</p> |

(14 ページ)  
図差し替え

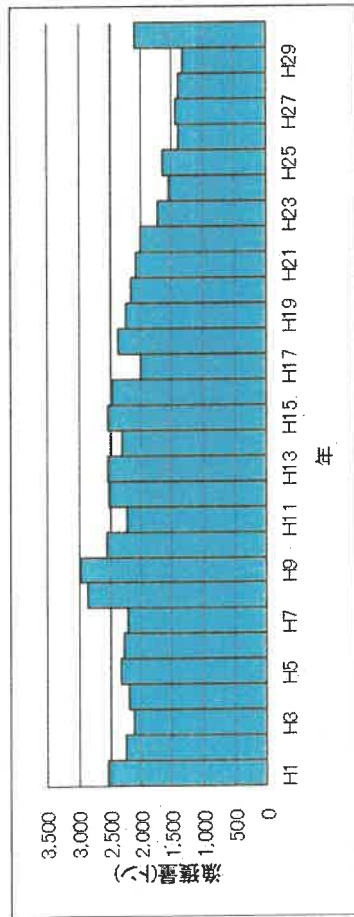


図14 筑前海区さし網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

4. つり漁業

(1) 漁獲の状況

つり漁業は、マアジ、サワラ、ブリ、イサキ等を主な漁獲対

(15 ページ)

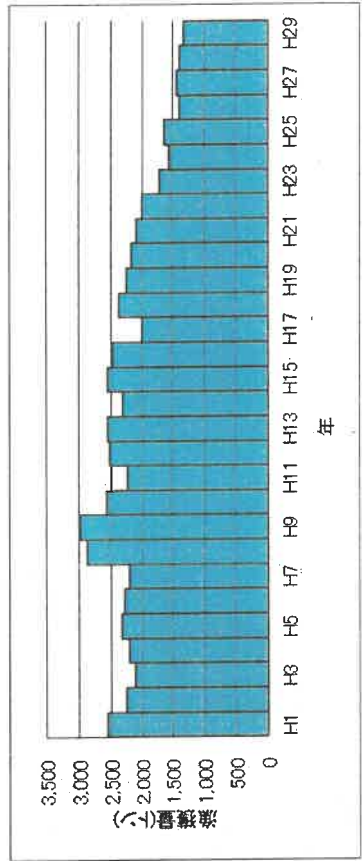


図14 筑前海区さし網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

4. つり漁業

(1) 漁獲の状況

つり漁業は、マアジ、サワラ、ブリ、イサキ等を主な漁獲対

(15 ページ)

象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲動向は概ね 1,600～1,900 トンの漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁業の性格上、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

図差し替え

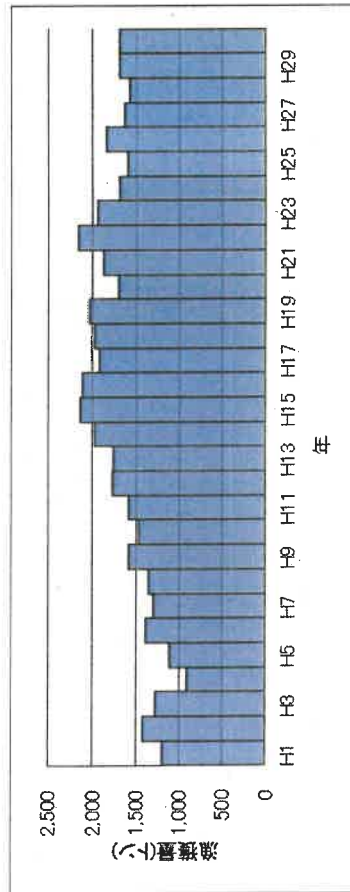


図 15 筑前海区釣り漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲動向は概ね 1,600～1,900 トンの漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁業の性格上、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

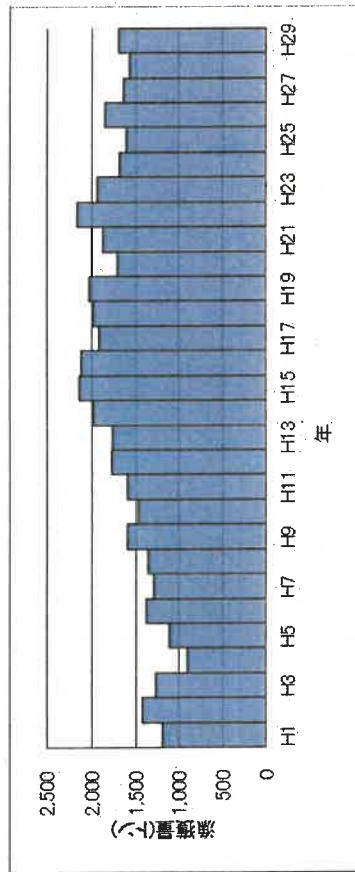


図 15 筑前海区釣り漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(15 ページ)

また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

(16 ページ)

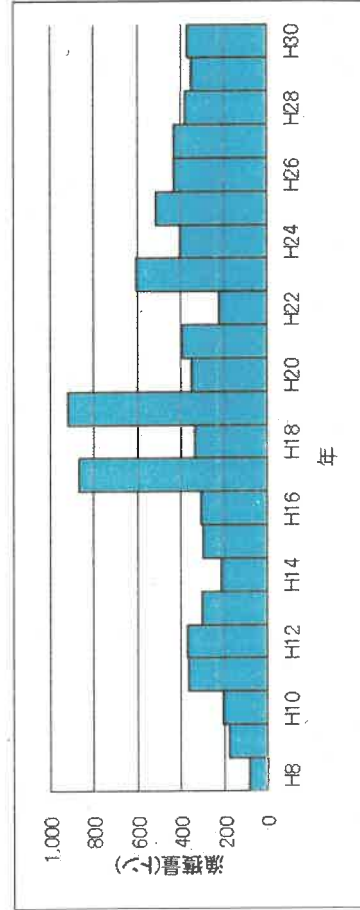
5. かが漁業（いかかごを除く）

(1) 漁獲の状況

かが漁業は、シロサバフグ、タコ類、アナゴ、カサゴ等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲量はおよそ 400 トン前後で推移しているが、過去には 1,000 トン近くの水揚げがあったこともあり、年変動が大きい。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。

図差し替え



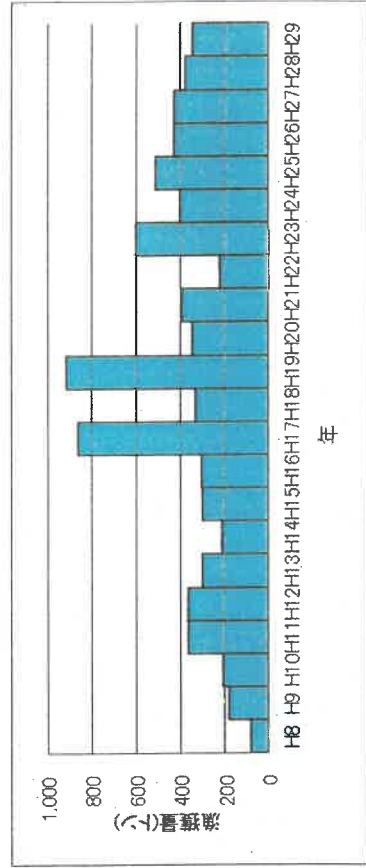
また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

5. かが漁業（いかかごを除く）

(1) 漁獲の状況

かが漁業は、シロサバフグ、タコ類、アナゴ、カサゴ等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲量はおよそ 400 トン前後で推移しているが、過去には 1,000 トン近くの水揚げがあったこともあり、年変動が大きい。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。



(16 ページ)

図 1 6 筑前海区かご漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

(17 ページ)

6. しいら漬漁業

(1) 漁獲の状況

しいら漬漁業は、シイラを主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ30～90前後トンで推移しているが、年による変動が大きく不安定である。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

図 1 6 筑前海区かご漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

6. しいら漬漁業

(1) 漁獲の状況

しいら漬漁業は、シイラを主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ30～90前後トンで推移しているが、年による変動が大きく不安定である。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

(17 ページ)  
図差し替え

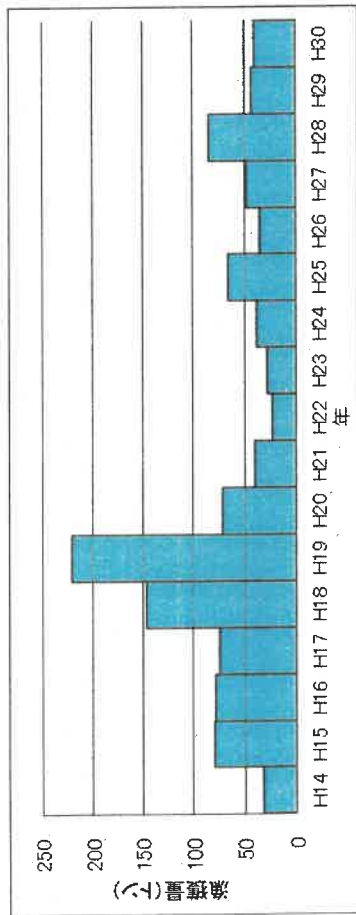


図 17 筑前海区しいら漬け漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

9. 小型定置網漁業

(1) 漁獲の状況

小型定置網漁業は、マアジ、ブリ、イカ類等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ 400～600 トン前後の漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁

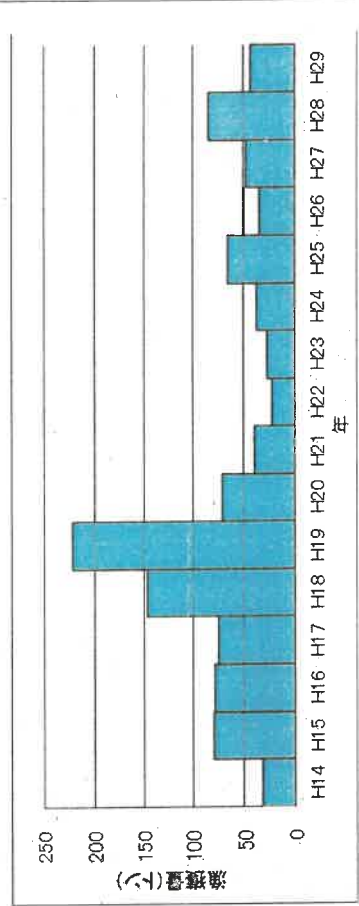


図 17 筑前海区しいら漬け漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

9. 小型定置網漁業

(1) 漁獲の状況

小型定置網漁業は、マアジ、ブリ、イカ類等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ 400～600 トン前後の漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁

(18 ページ)

獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。

図差し替え

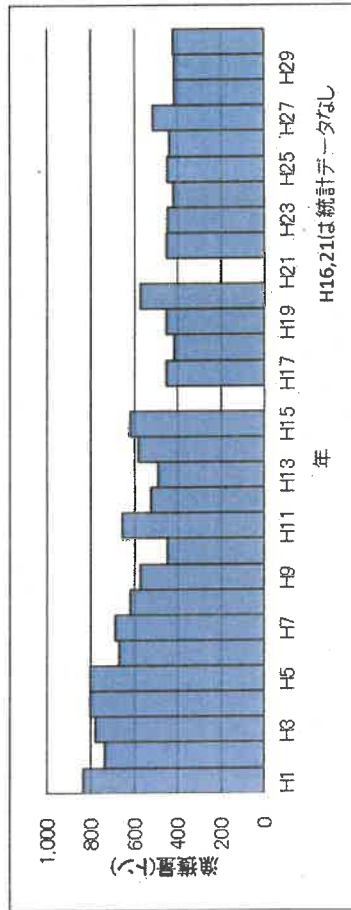


図 18 筑前海区小型定置網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(19 ページ)

【豊前海区】  
【魚種別資源管理】

1. サワラ

獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。

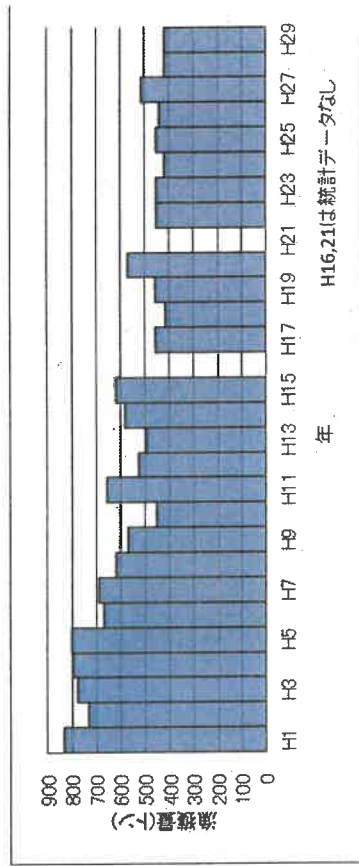


図 18 筑前海区小型定置網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

【豊前海区】

【魚種別資源管理】

1. サワラ



(19 ページ)

(1) 資源及び漁獲の状況

サワラについては、さわら流しし網漁業（許可）で漁獲されている。豊前海区における漁獲量は少なく、サワラの来遊状況によって0～12トンで推移しているが、本県の漁獲による資源への影響は少ないと考えられる。また漁獲対象であるサワラ瀬戸内海系群の資源評価は低位ではあるが、近年はやや増加傾向にある。

図差し替え

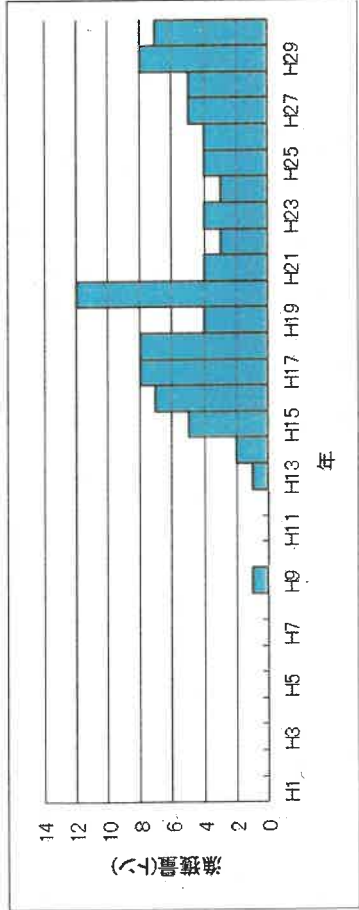


図19 豊前海区サワラ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

サワラ瀬戸内海系群の資源水準は低位であるため、今後この状況を回復させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

(1) 資源及び漁獲の状況

サワラについては、さわら流しし網漁業（許可）で漁獲されている。豊前海区における漁獲量は少なく、サワラの来遊状況によって0～12トンで推移しているが、本県の漁獲による資源への影響は少ないと考えられる。また漁獲対象であるサワラ瀬戸内海系群の資源評価は低位ではあるが、近年はやや増加傾向にある。

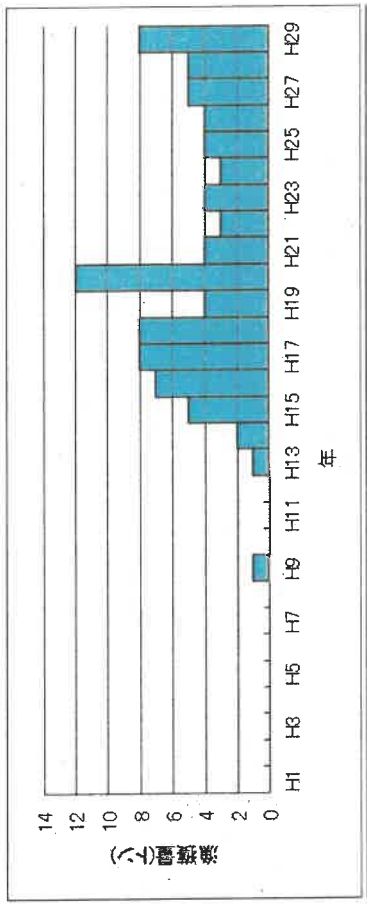


図19 豊前海区サワラ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

サワラ瀬戸内海系群の資源水準は低位であるため、今後この状況を回復させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

(19 ページ)

さわら流し刺網：

低位である資源量を回復させるために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画で取り組んできた下記の措置を引き続き重点的に取り組む必要がある。

- 休漁
- 漁具規制（網目規制）

(20 ページ)

【漁業種類別資源管理】

1. 小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業）は、カレイ類、シヤコ、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲動向は平成3年に1,796トンであったものが、平成30年には592トンまで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

さわら流し刺網：

低位である資源量を回復させるために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画で取り組んできた下記の措置を引き続き重点的に取り組む必要がある。

- 休漁
- 漁具規制（網目規制）

【漁業種類別資源管理】

1. 小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業）は、カレイ類、シヤコ、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲動向は平成3年に1,796トンであったものが、平成29年には603トンまで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

(20 ページ)  
図差し替え

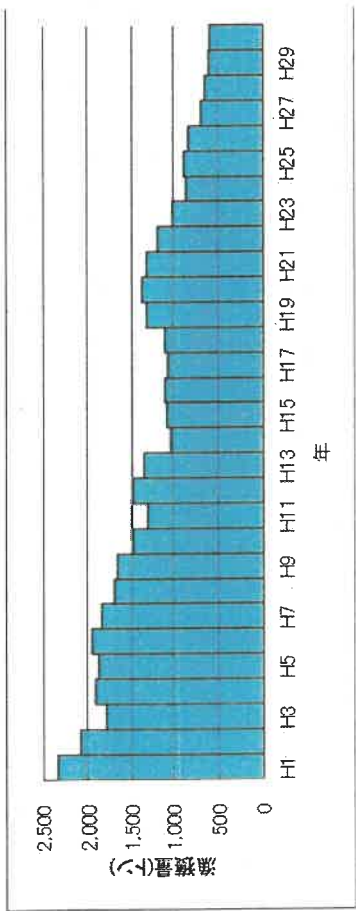


図 20 豊前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、周防灘小型機船底びき網漁業対象種(カレイ類、クルマエビ、シヤコ、ガザミ) 資源回復計画で取り組んできた漁獲物規制(小型魚、産卵親魚の再放流)等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

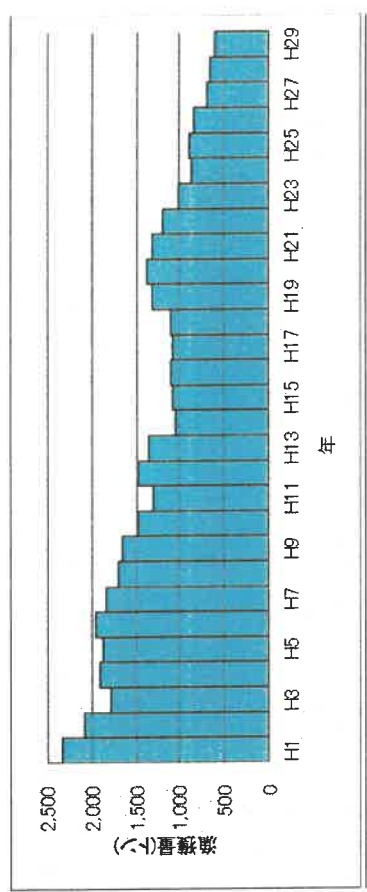


図 20 豊前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、周防灘小型機船底びき網漁業対象種(カレイ類、クルマエビ、シヤコ、ガザミ) 資源回復計画で取り組んできた漁獲物規制(小型魚、産卵親魚の再放流)等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

【有明海区】

【魚種別資源管理】

1. ガザミ

(1) 資源及び漁獲の状況

ガザミについては、固定式さし網漁業（許可）、かご漁業（漁業権）で漁獲されている。漁獲量は平成4年には52トンであったが、その後減少を続けている。平成25年には一時的に増加したものの、長期的には低水準で推移しており、資源水準は低位で、不安定な状態にあると推測される。

図差し替え

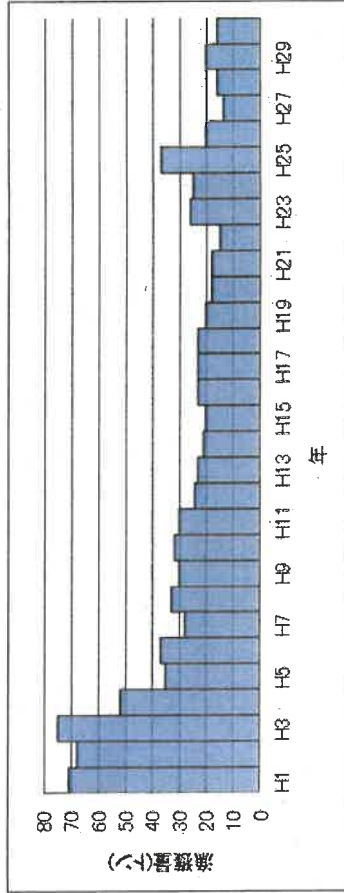


図 2-1 有明海区ガザミ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

近年漁獲量が不安定な状況にあることから、資源が増加傾向となることを目標とする。

【有明海区】

【魚種別資源管理】

1. ガザミ

(1) 資源及び漁獲の状況

ガザミについては、固定式さし網漁業（許可）、かご漁業（漁業権）で漁獲されている。漁獲量は平成4年には52トンであったが、その後減少を続けている。平成25年には一時的に増加したものの、長期的には低水準で推移しており、資源水準は低位で、不安定な状態にあると推測される。

図差し替え

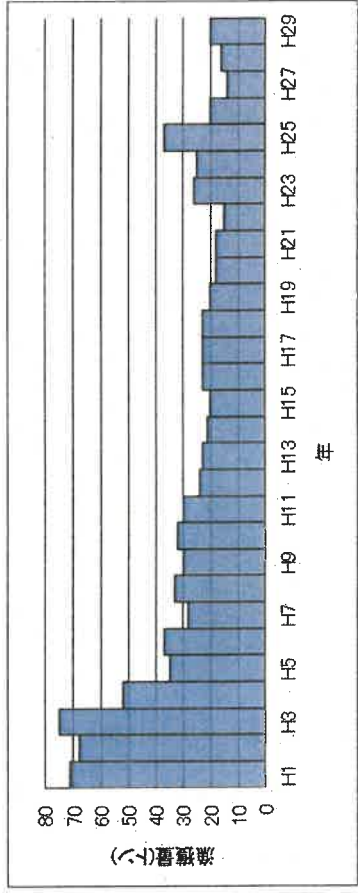


図 2-1 有明海区ガザミ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

近年漁獲量が不安定な状況にあることから、資源が増加傾向となることを目標とする。

|                 |   |   |                                  |
|-----------------|---|---|----------------------------------|
| <p>(21 ページ)</p> | <p>(3) 資源管理措置<br/> <b>固定式さし網漁業：</b><br/> 資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁</li> <li>○抱卵ガザミの保護(※)</li> <li>○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※)</li> </ul> <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p> <p><b>かご漁業：</b><br/> 資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁</li> <li>○抱卵ガザミの保護(※)</li> <li>○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※)</li> </ul> <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p> | <p>(3) 資源管理措置<br/> <b>固定式さし網漁業：</b><br/> 資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁</li> <li>○抱卵ガザミの保護(※)</li> <li>○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※)</li> </ul> <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p> <p><b>かご漁業：</b><br/> 資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁</li> <li>○抱卵ガザミの保護(※)</li> <li>○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※)</li> </ul> <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p> | <p>第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針</p> |
|                 | <p>第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針</p>  | <p>第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針</p>  | <p>第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針</p> |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| (22 ページ) | <p>本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。</p> <p>① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づき資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。</p> <p>② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施する。</p> <p>③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるようなデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする。</p> <p>④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。</p> | <p>本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。</p> <p>① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づき資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。</p> <p>② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施する。</p> <p>③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるようなデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする。</p> <p>④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。</p> |
| 第4 その他   | (1) 履行確認等について  |  |
| 第4 その他   | (1) 履行確認等について  |  |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| (22 ページ) | <p>本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、資源管理協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。</p> <p>さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。</p> | <p>本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、資源管理協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。</p> <p>さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。</p> |
| (2) その他  | <p>漁業者の自主的取組と併せて、栽培漁業及び漁場整備等による資源の積極的な培養、漁場環境の改善等を推進していくことで、これまで取り組んできた資源管理の一層の強化を図ることとする。</p> <p>なお、本指針に記載のない漁業種類については、資源管理の取り組みに関する漁業者との協議が整ったものから、随時追加して資源管理の一層の推進を図るものとする。</p>   | <p>(2) その他</p> <p>漁業者の自主的取組と併せて、栽培漁業及び漁場整備等による資源の積極的な培養、漁場環境の改善等を推進していくことで、これまで取り組んできた資源管理の一層の強化を図ることとする。</p> <p>なお、本指針に記載のない漁業種類については、資源管理の取組に関する漁業者との協議が整ったものから、随時追加して資源管理の一層の推進を図るものとする。</p>  |

|                          |  |  |
|--------------------------|--|--|
| <p>(22 ページ)<br/>(追加)</p> | <p>(3) <u>福岡県資源管理指針の廃止について</u><br/> <u>本指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協</u><br/> <u>定へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、</u><br/> <u>これに伴い、本指針を廃止する。</u></p> |  |
|--------------------------|--|--|



資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の各資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

| 資源管理措置 | 履行確認手段   |
|--------|--|
| 休漁     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> <li>・係船休漁した場合は、係船時の漁船写真</li> <li>・小型定置網漁業にあつては、網揚げ時の写真</li> </ul> |
| 漁具規制   | <p>真</p> <p>操業開始前漁具積載時の漁具写真（目合など、規制内容が明確に判別可能なもの）</p>  |
| 漁獲殻長制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> </ul>  |
| 漁獲量制限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> </ul>  |

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の各資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

| 資源管理措置 | 履行確認手段   |
|--------|--|
| 休漁     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> <li>・係船休漁した場合は、係船時の漁船写真</li> <li>・小型定置網漁業にあつては、網揚げ時の写真</li> </ul> |
| 漁具規制   | <p>真</p> <p>操業開始前漁具積載時の漁具写真（目合など、規制内容が明確に判別可能なもの）</p>  |
| 漁獲殻長制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> </ul>  |
| 漁獲量制限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> </ul>  |



## 豊前海松江浦地先における集魚灯利用すくい網漁業の 操業期間延長について

平素より、豊前海の沿岸漁業の振興並びに漁業調整につきましては、なにかとご高配いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、沿岸漁業も漁獲高の減少により組合員の漁業経営は年々厳しいものとなっております。松江浦地先で獲れる「秋あみ」は旬の味として活きたまま市場に出せば高値で取引してくれる為、かなりの収入源となります。

近年、地球温暖化に伴い海水温も上昇傾向にあり、秋あみの漁獲時期が不安定なものとなっていることから、昨年は試験的に操業期間の延長を御承認いただきました。操業に関して他漁業種とのトラブルはなく、漁期を終了することができております。

つきましては、以上のような実情をお酌み取りの上、今後の集魚灯を利用した夜間のあみ採捕について下記の通り許可していただきますよう要望致します。

### 記

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 1. 漁業種類   | 集魚灯利用すくい網漁業                          |
| 2. 操業区域   | 豊前海松江浦地先 (別紙図面のとおりに)                 |
| 3. 漁獲物の種類 | 秋あみ                                  |
| 4. 漁業時期   | 9月1日から12月31日まで                       |
| 5. 操業時間   | 日没から日出まで                             |
| 6. 使用する船舶 | 組合登録船内外機                             |
| 7. 使用する漁具 | 集魚灯・・・ハロゲン500W×3基<br>たも・・・直径50cmのたも網 |

令和3年7月9日

豊前海区漁業調整委員会会長 殿

豊築漁業協同組合  
代表理事組合長

高松 三男

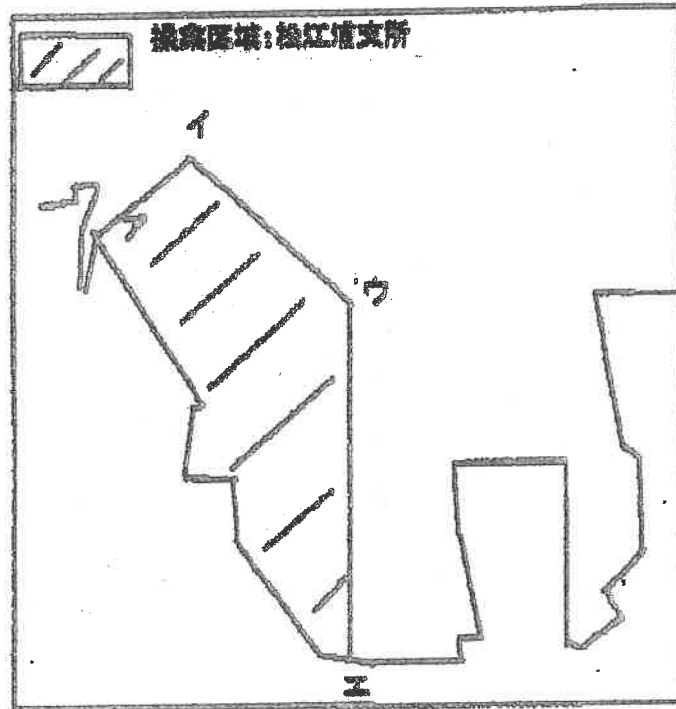


豊築漁業協同組合  
松江浦地区代表理事

濱田 眞澄



坐標測量協同組合 松江浦支所



- ア 福岡県豊前市大字島中の角田川右岸河口突端
- イ アの点から真方位45度00分、600メートル沖の点
- ウ エの点から真方位0度00分、1,500メートル沖の点
- エ 福岡県豊前市大字川内に存在する柳迫池から流出し、同市大字四郎丸において豊前湾に流入する水脈の左岸突端

# 同意書

豊前海松江浦地先における集魚灯利用すくい網漁業の  
許可取得について

表記について、下記のとおり同意いたします。

## 記

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 1. 漁業種類   | 集魚灯利用すくい網漁業                       |
| 2. 操業区域   | 豊前海松江浦地先                          |
| 3. 漁獲物の種類 | 秋アミ                               |
| 4. 操業期間   | 9月1日から12月31日まで                    |
| 5. 操業時間   | 日没から日の出まで                         |
| 6. 使用する船舶 | 組合登録船内外機                          |
| 7. 使用する漁具 | 集魚灯…ハロゲン 500w×3基<br>たも…直径50cmのたも網 |

令和3年7月9日

豊築漁業協同組合

松江浦地区代表理事 濱田 眞澄 様

福岡県豊前市大字八屋2446-3

豊築漁業協同組合

八屋支所代表理事 山下



〒837-0011 福岡県豊前市上郡築上町湊1192番地6

豊築漁業協同組合

椎田町支所

支所長 豊田 達三



# 豊前海八屋地先における集魚灯利用すくい網漁業の 操業期間延長について

平素より、豊前海の沿岸漁業の振興並びに漁業調整につきましては、なにかとご高配いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、沿岸漁業も漁獲高の減少により組合員の漁業経営は年々厳しいものとなっております。八屋地先で獲れる「秋あみ」は旬の味として活かしたまま市場に出せば高値で取引してくれる為、かなりの収入源となります。

近年、地球温暖化に伴い海水温も上昇傾向にあり、秋あみの漁獲時期が不安定なものとなっていることから、昨年は試験的に操業期間の延長を御承認いただきました。操業に関して他漁業種とのトラブルはなく、漁期を終了することができております。

つきましては、以上のような実情をお酌み取りの上、今後の集魚灯を利用した夜間のあみ採捕について下記の通り許可していただきますよう要望致します。

## 記

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 1. 漁業種類   | 集魚灯利用すくい網漁業                          |
| 2. 操業区域   | 豊前海八屋地先（別紙図面のとおりに）                   |
| 3. 漁獲物の種類 | 秋あみ                                  |
| 4. 漁業時期   | 9月1日から12月31日まで                       |
| 5. 操業時間   | 日没から日出まで                             |
| 6. 使用する船舶 | 組合登録船内外機                             |
| 7. 使用する漁具 | 集魚灯・・・ハロゲン500W×3基<br>たも・・・直径50cmのたも網 |

令和3年7月9日

豊前海区漁業調整委員会会長 殿

豊築漁業協同組合  
代表理事組合長

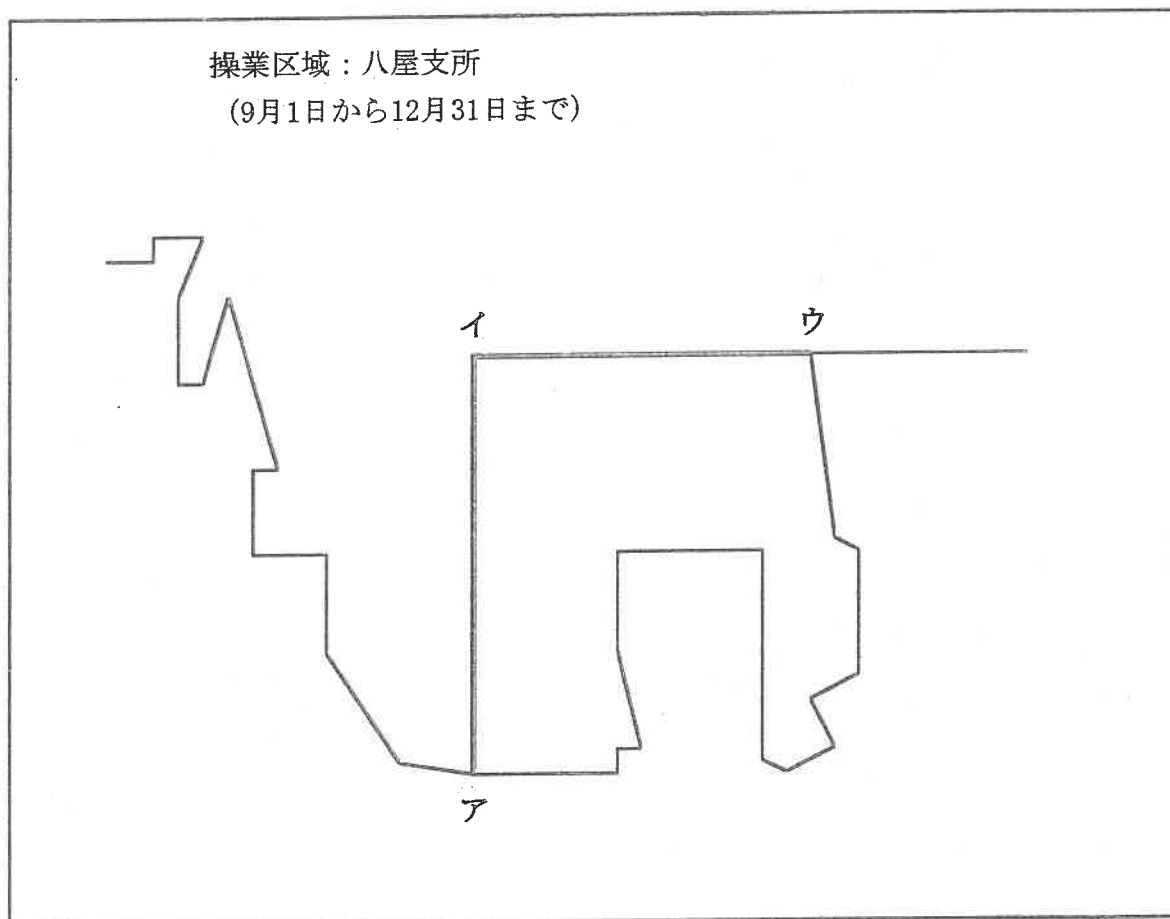
高松



豊築漁業協同組合  
八屋地区代表理事

山下





ア 福岡県豊前市大字河内に所在する桐迫池から流出し、同市大字  
四郎丸において豊前海に流入する水路の左岸突端

イ アの点から真方位0度00分、1,500メートル沖の点

ウ 福岡県豊前市、豊前発電所西側護岸北端

# 同意書

豊前海八屋地先における集魚灯利用すくい網漁業の  
許可取得について

表記について、下記のとおり同意いたします。

## 記

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 1. 漁業種類   | 集魚灯利用すくい網漁業                       |
| 2. 操業区域   | 豊前海八屋地先                           |
| 3. 漁獲物の種類 | 秋あみ                               |
| 4. 操業期間   | 9月1日から12月31日まで                    |
| 5. 操業時間   | 日没から日の出まで                         |
| 6. 使用する船舶 | 組合登録船内外機                          |
| 7. 使用する漁具 | 集魚灯…ハロゲン 500w×3基<br>たも…直径50cmのたも網 |

令和3年7月9日

豊築漁業協同組合  
八屋地区代表理事 山下 正 様

福岡県豊前市大字宇島76番地21  
豊築漁業協同組合  
代表理事組合長 高松 三



豊前市大字松江1512番地1  
豊築漁業協同組合 松江浦支所  
支所長 濱田 眞 澄

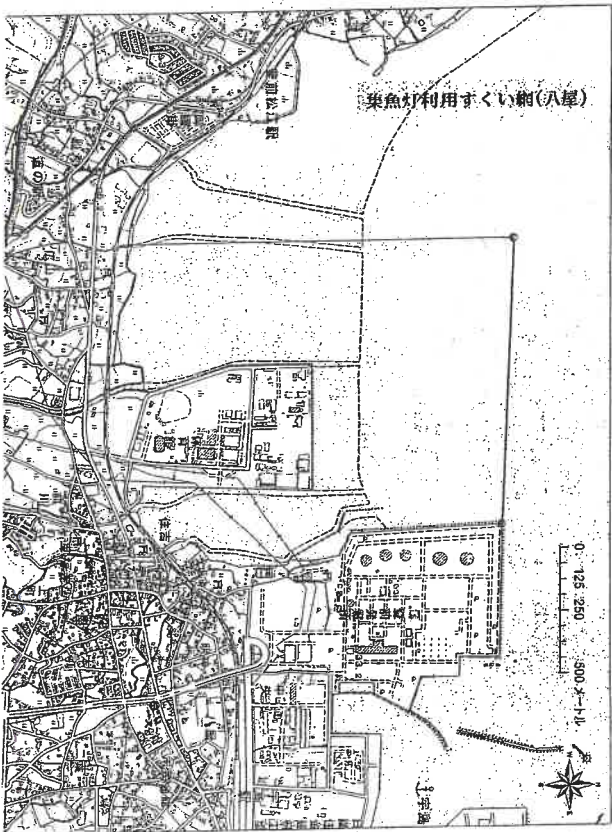
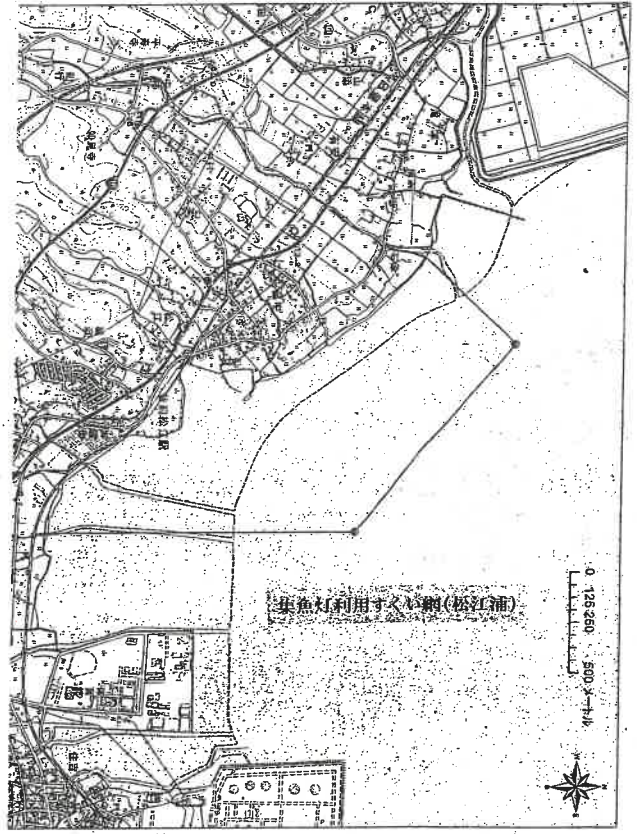
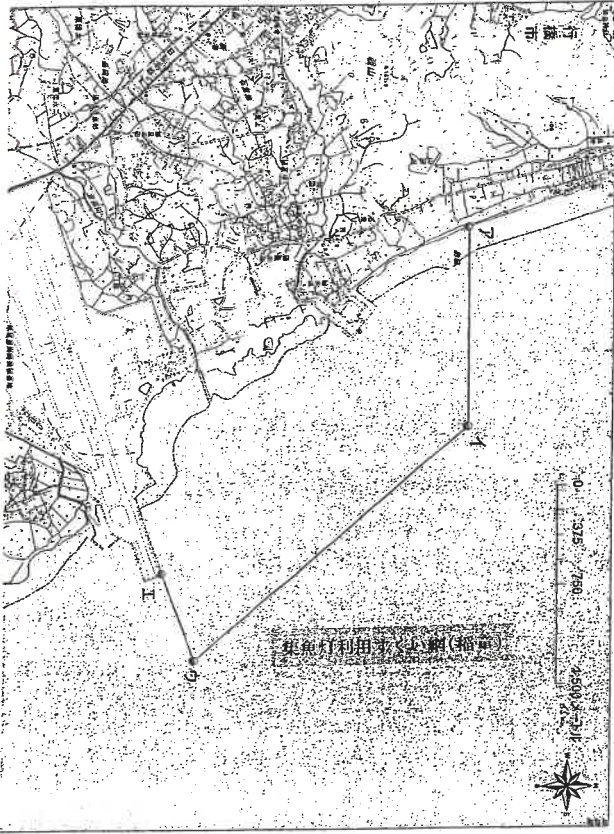





6) 集魚灯利用すくい網漁業

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| 許可期間              | 5年又は一斉更新までの残存期間   |  |
| 漁業時期              | (1) 下記(2)以外<br>9月1日から11月30日まで<br>(2) 豊築漁業協同組合松江浦支所及び同八屋支所に所属する者、又は同支所の管内に<br>関係する地区がある者<br>9月1日から12月31日まで |  |
| 操業区域              | 福岡県豊前海区海面   |  |
| 条 件               | (1) 下記(2)以外   |  |
|                   | 9月1日から10月5日までの期間  | なし   |
|                   | 10月6日から11月30日までの期間  | 1) 所属する漁業協同組合(支所)又は関係地区の地先海面で、隣接する漁業協同組合の同意があり、かつ県が認めた区域以外で操業してはならない。<br>2) アミ類以外の水産動植物を採捕してはならない。<br>3) 使用する集魚灯の光力は、1.5キロワット以下でなければならない。<br>4) タモ網以外の漁具を用いて採捕してはならない。<br>5) 他の船舶の航行の障害となるような操業をしてはならない。 |
|                   | (2) 豊築漁業協同組合松江浦支所及び同八屋支所に所属する者、又は同支所の管内に<br>関係する地区がある者  |  |
| 9月1日から12月31日までの期間 | 上記(1)の10月6日から11月30日までの期間の内容と同じ  |  |

| 許可件数 (R3.1.1現在)        |      |   |
|------------------------|------|---|
| 組合名(支所名)               | 許可件数 |   |
| 豊前<br>海北部<br>北九州<br>東部 | 田野浦  |   |
|                        | 柄杓田  |   |
|                        | 恒見   |   |
|                        | 今津   |   |
|                        | 吉田   |   |
|                        | 曾根   |   |
|                        | 苅田町  |   |
|                        | 蓑島   |   |
| 行橋市                    | 沓尾   |   |
|                        | 長井   |   |
|                        | 稲童   | 1 |
| 豊築                     | 西八田  |   |
|                        | 椎田町  |   |
|                        | 松江浦  | 4 |
|                        | 八屋   | 5 |
|                        | 宇島   |   |
|                        | 吉富   |   |
| 合 計                    | 10   |   |



## ○アミ（アキアミ）について

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 分類  | 標準和名に「アミ」と名がつくが、コマセアミやイサザアミの属するアミ目とは異なり、エビの仲間。            |  |
| 生息域 | 河口域や波が穏やかな沿岸域等に生息。  |   |
| 生態  | 体長は最大で4cm程度、寿命は2～10か月。                                    |   |
| 利用  | 一般的には塩辛にされるが、干しあみなどの加工品としても需要がある。地元では鮮度の良いものを生で食べる食文化がある。 |   |

## ○豊築漁協の集魚灯利用すくい網によるアミの漁獲量と平均単価

| 漁獲量 (kg) |      |      | 平均単価 (円/kg) |      |
|----------|------|------|-------------|------|
|          | 令和元年 | 令和2年 |             | 令和2年 |
| 9月       | 0    | 57   | 9月          | 800  |
| 10月      | 約800 | 840  | 10月         | 867  |
| 11月      | 約600 | 143  | 11月         | 886  |
| 12月      | —    | 10   | 12月         | 1000 |

### <参考：関係法令>

#### 福岡県漁業調整規則（抜粋）

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十三号までに掲げる漁業 五年
- 二 第四条第一項第一号に掲げる漁業 一年

2. 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

#### 第四条 第一項

- 十一号 集魚灯利用すくい網漁業 海面において集魚灯を利用してすくい網により行う漁業（第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。）



## 第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

日 時 : 令和3年8月2日(月) 午後2時00分から

場 所 : 山口県庁10F 漁業調整委員会室

山口県山口市滝町1番1号

※委員は会場に参集せずウェブ上で会議に出席

### 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

第1号議案 会長の互選について

第2号議案 副会長の互選について

第3号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期  
について

第4号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延な  
わ漁業の操業調整に関する委員会指示について

第5号議案 周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書等の更新に  
ついて

4 その他

5 閉 会



## 第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

### 議 案 書

日 時 : 令和3年8月2日(月)午後2時00分から  
場 所 : 山口県庁10階 漁業調整委員会室  
(山口県山口市滝町1-1)

※委員は会場に参集せずウェブ上で会議に出席

## 第1号議案 会長の互選について

### 【周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程】

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3～4 略

## 第2号議案 副会長の互選について

### 【周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程】

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 略

3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

4 略

## 第3号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰三種漁業の 操業始期について（案）

共通海域においては「11月10日」からとする。

専管海域においては、大分県が「10月8日」、福岡県が「11月8日」、山口県が「11月10日」からとする。



第4号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰三種漁業と  
ふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について  
(案)

3 三県連漁調指示第1号

周防灘における小型機船底びき網手繰三種漁業とふぐ延なわ漁業との円滑な操業調整を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

令和3年 月 日

周防灘三県連合海区漁業調整委員会  
会 長 〇〇 〇〇

記

周防灘における山口・福岡・大分三県間の小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（令和元年9月19日、山口・福岡・大分三県知事間で締結された協定）に基づく共通海域のうち、次に掲げる適用海域内における小型機船底びき網手繰三種漁業（共同漁業権に基づく手繰三種漁業を含む。以下同じ。）とふぐ延なわ漁業の操業について次のように定める。

1 適用海域

次の、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域

点の位置

イ 旧周防灘航路第2号灯浮標（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒）

ロ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）

ハ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）と山口県周南市大津島五ツ島を結んだ線と、次のニの点と、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市室積村杵崎西端を結んだ線と山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端を結んだ線との交点を結んだ線との交点

ニ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音崎突端を結んだ線と、山口県防府市竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端を結んだ線との交点

ホ ニの点と山口県宇部市丸尾崎東端と大分県宇佐市長州漁港導流堤灯台を結んだ線と山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端を結んだ線との交点を結んだ線と、

山口県防府市佐波島頂上とイの点を結んだ線との交点

2 漁業種類及び期間

11月 日から11月30日までの間、上記適用海域内における操業は次のとおりとする。

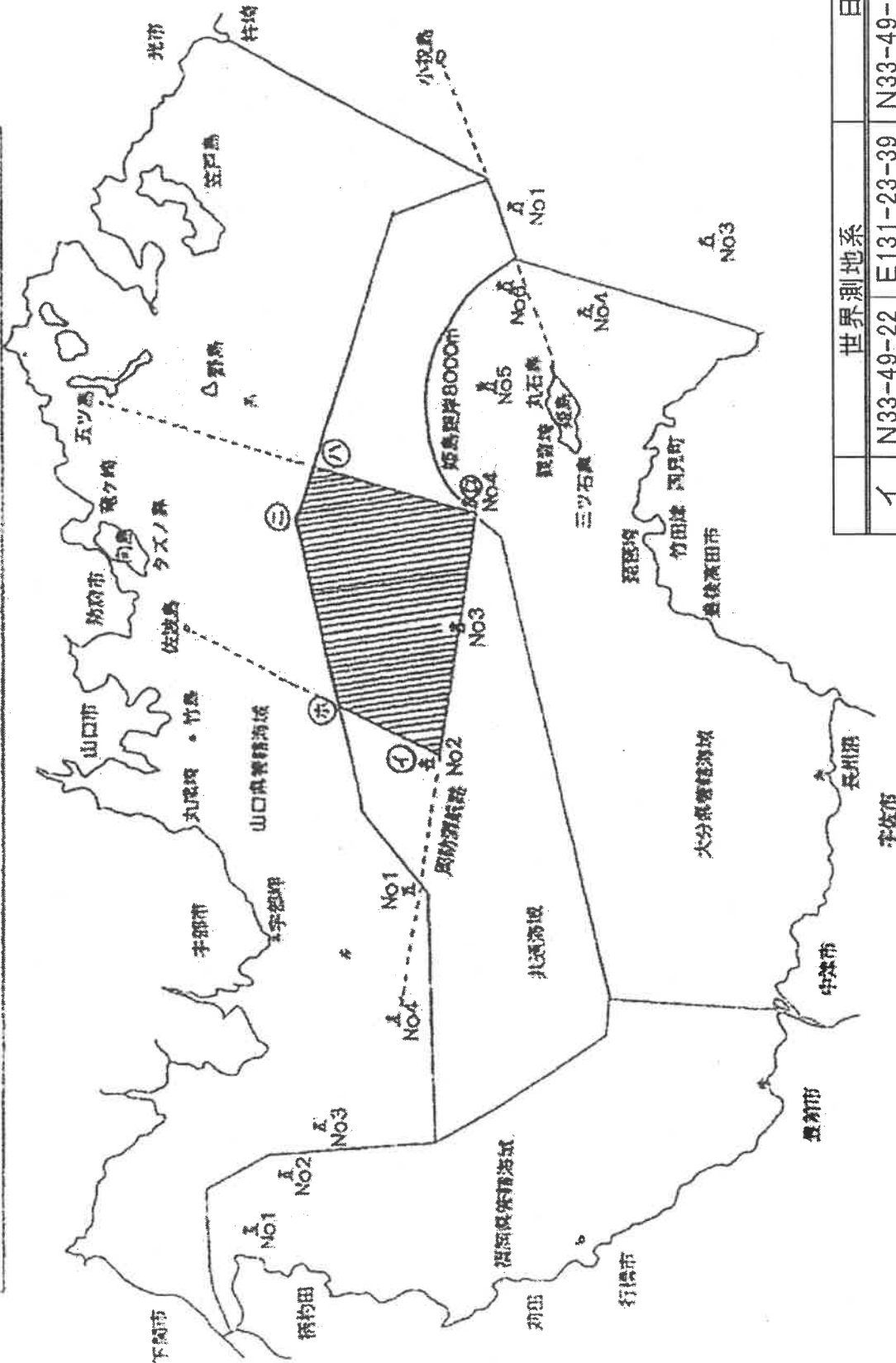
イ 小型機船底びき網手繰第三種漁業にあつては、毎日午前6時30分から午前11時30分までの間は操業してはならない。ただし、日曜日についてはこの限りでない。

ロ ふぐ延なわ漁業にあつては、毎日午前11時31分から午後7時00分までの間は操業してはならない。

3 指示の期間

令和3年11月 日から令和3年11月30日まで

周防灘共通海域における小型機給底びき網手繰第3種漁業とふぐ延縄漁業の操業調整海域参考図



|   | 世界測地系     | 日本測地系      |
|---|-----------|------------|
| イ | N33-49-22 | E131-23-39 |
| ロ | N33-47-18 | E131-35-27 |
| ハ | N33-53-22 | E131-38-05 |
| ニ | N33-54-06 | E131-35-31 |
| ホ | N33-52-54 | E131-26-31 |
|   | N33-49-10 | E131-23-48 |
|   | N33-47-06 | E131-35-36 |
|   | N33-53-10 | E131-38-14 |
|   | N33-53-54 | E131-35-40 |
|   | N33-52-42 | E131-26-39 |

第5号議案 周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書等の更新に  
ついて

## 協 定 書 (案)

周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の秩序を確立し、もって円滑な操業を確保するため、山口県知事（以下「甲」という。）、福岡県知事（以下「乙」という。）及び大分県知事（以下「丙」という。）とは、次の条項により協定した。

### (趣 旨)

第1条 甲、乙及び丙は、周防灘におけるそれぞれの県の境界について一致した認定をすることが困難であり、また早急に認定することも望めないので、山口県、福岡県及び大分県の3県間で漁業調整上最も紛争の多い小型機船底びき網漁業について協定を結びその円滑な操業を図ろうとするものである。

### (基 点)

第2条 この協定に定める海域を表示するための基点（以下「基点」という。）は、別表のとおりとする。

### (適用海域)

第3条 この協定の適用される海域は、基点アとイを結ぶ線、基点ニ、ナ、ス及びセを順次に結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（以下「適用海域」という。）とする。

### (区域の表示)

第4条 適用海域における区域の表示は、次のとおりとする。

- (1) 基点ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びセを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 甲の管轄海域
- (2) 基点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ソ、タ及びチを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 乙の管轄海域
- (3) 基点チ、タ、ツ、テ及びトを順次に結ぶ線と基点トとナの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と基点ナとニを結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 丙の管轄海域
- (4) 基点ト、テ、ツ、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナを順次に結ぶ線と基点ナとトの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線によって囲まれた海域 共通海域

### (許可の操業区域)

第5条 甲及び乙は、丙が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、丙の管轄海域及び共通海域を大分県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

2 甲及び丙は、乙が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、乙の管轄海域及び共通

海域を福岡県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

- 3 乙及び丙は、甲が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、甲の管轄海域及び共通海域を山口県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

#### (入 漁)

第6条 山口県、福岡県及び大分県の小型機船底びき網漁業者は他の県の知事の管轄海域で操業する場合は、当該県の知事の許可を受けるものとする。

- 2 前項の甲、乙及び丙の管轄海域への相互入漁については、この協定と同時に別に定める。

#### (共通海域における規制)

第7条 共通海域における小型機船底びき網漁業の操業に関する規制については、甲、乙及び丙が周防灘3県連合海区漁業調整委員会と協議の上、別に定めるものとする。

#### (漁業権漁業の保護)

第8条 共通海域における漁業権漁業の保護のため、基点ク、ケ、コ、サ、ヌ、ネ、ツ、タ、ソ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域においては、毎年3月19日午前7時から5月31日午前7時までの間、小型機船底びき網漁業の操業を禁止するものとする。

- 2 乙及び丙は、甲が前項の区域のうち、基点ク、ケ、コ、サ、ヌ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域において、区域を限って前項の期間より短い期間を定めることについて了解するものとする。
- 3 甲は、前項の区域及び期間を定めたときは、すみやかに乙及び丙に通報するものとする。

#### (漁業取締り)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定締結の精神にのっとり、自県船の違反防止に努めるものとする。

- 2 適用海域における漁業取締りについては、甲、乙及び丙は、協議の上、別に定めるものとする。
- 3 共通海域における漁業関係法令の違反に対する行政処分については、甲、乙及び丙が協議して別に定める基準により行うものとする。

#### (関係漁業者に対する指導)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の実効を期するため、協定の内容について自県の関係漁業者に周知徹底を図るとともに必要な指導を行うものとする。

#### (協定の有効期間)

第11条 この協定は、令和4年4月1日から効力を生じ、有効期間は2年とする。

(その他)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定の実施について、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

2 この協定に定めるもののほか、小型機船底びき網漁業と関連のある漁業等については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

3 この協定の条文の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定の内容を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 嗣政

乙 福岡県知事 服部 誠太郎

丙 大分県知事 広瀬 勝貞

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長

岩本 泰明

別 表

基点は、次のとおりとする。

- ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所
- イ 福岡県北九州市門司区門司埼灯台
- ウ アの点とイの点とを結ぶ線の中央点
- エ 山口県下関市長府宮崎町串崎東端から真方位173度1, 530メートルの点（福岡県北九州市門司区部埼灯台から真方位310度28分2, 975メートルの点～昭和42年3月13日当協定締結時における福岡県北九州市門司区丸山鼻と山口県下関市長府宮崎町串崎東端とを結ぶ線の中央点）
- オ 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点
- カ 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結ぶ線の中央点
- キ 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- ク 福岡県行橋市蓑島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端とチの点とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点
- コ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点
- サ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点
- シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点
- ス 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点
- セ 山口県光市大字室積村杵崎西端
- ソ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- タ チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- チ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点
- ツ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港導



流堤灯台とを結ぶ線との交点

テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点

ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点

ナ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

ニ 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡

ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台（世界測地系：北緯33度56分12秒、東経131度13分57秒）とチの点とを結ぶ線の中央点

ネ チの点から真方位6度15分の線上チの点から17,000メートルの点

## 漁業取締りに関する覚書(案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県（以下「3県」という。）の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第9条第2項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、次のとおり覚書を交換した。

- 1 管轄海域における漁業取締りについては、当該管轄県がこれを行うものとする。
- 2 共通海域における漁業取締りについては、次の各号のとおりとする。

なお、3県が従来行ってきた取締権限の範囲については、周防灘3県協定の締結により変更を生じないものとする。

  - (1) 法律及び省令違反（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）については、違反者の所属都道府県を問わず、3県いずれの県も取締りを行うものとする。ただし、漁業法（以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第44条違反及び法第47条違反については、当該違反者の属する県が取締りを行うものとする。
  - (2) 法第131条第1項違反については、停泊等の命令を発出した県及び違反者の属する県が取締りを行うものとする。
  - (3) 3県の海区漁業調整委員会指示及び周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に係る法第120条第11項違反については、知事の命令を出した県が取締りを行うものとする。
  - (4) 各県漁業調整規則違反については、各県は違反者が自県内及び3県以外に属するものに限り取締りを行うものとし、この場合においては、違反現認した県の漁業調整規則を適用するものとする。ただし、3県以外に属するものに対して3県のいずれかの県が当該違反に係る漁業に関して許可証等の発給を行っている場合は、その県が自県の漁業調整規則を適用し処理するものとする。
  - (5) 前2号の規定により、自らが取り締ることができない違反を現認したときは、取締権限を有する他の2県又は水産庁その他の取締機関に、事件引継又は通報するものとする。
- 3 周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に従わない者に対する法第120条第11項による知事の命令については、各々の知事が行うものとする。ただし、命令の内容は同一のものとする。
- 4 3県は、共通海域における漁業取締りの実効を期するために必要があると認めるときは、水産庁と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この覚書は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和4年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政

福岡県知事 服部 誠太郎

大分県知事 広瀬 勝貞

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長 岩本 泰明

## 行政処分に関する覚書(案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県（以下「3県」という。）の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第9条第3項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、次のとおり覚書を交換した。

- 1 周防灘3県協定第9条第3項の定めによる基準は、3県は一致するように努力する。
- 2 行政処分の実施は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 3県内に属する者の違反に係る行政処分については、当該違反者の属する県が行う。
  - (2) 3県内に属さない者の違反に係る行政処分については、検挙した県が行う。
  - (3) 3県以外の取締機関が3県内に属さない者を検挙したものについては、3県が協議した上で行政処分を行う県を決定するものとする。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政

福岡県知事 服部 誠太郎

大分県知事 広瀬 勝貞

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長 岩本 泰明

たいらぎ漕漁業の許可に関する覚書（案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第12条第2項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、たいらぎ漕漁業の取扱いについて、次のとおり覚書を交換した。

1 大分県知事が許可するたいらぎ漕漁業については、次に定めるところによるものとする。

(1) 操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニの4点を順次に結ぶ3線、ニ、ホの間における大分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線及びホ、へ、トの3点を順次に結ぶ2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

イ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点

ロ イの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点

ハ 周防灘航路第3号灯浮標

ニ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ハの点と旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）とを結ぶ線との交点

ホ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

へ ホの点と伊予灘西航路第3号灯浮標とを結ぶ線と、姫島三ツ石鼻から伊予灘西航路第4号灯浮標を見通した線との交点

ト 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡

(2) 操業期間

2月1日から7月10日まで及び8月20日から9月30日までとする。

(3) 許可隻数

550隻以内とする。

(4) 許可条件

イ 貝殻は、持ち帰らなければならない。

ロ 日没から日出までは、操業してはならない。

2 この覚書の有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 嗣政

乙 福岡県知事 服部 誠太郎

丙 大分県知事 広瀬 勝貞

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長  
岩本 泰明

## 入 漁 協 定 書 (案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第6条第2項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と大分県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

### （入漁隻数及び区域）

第1条 甲は、大分県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、120隻を限度に許可するものとし、操業区域は、山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端と大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との間における甲の管轄海域とする。

2 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、120隻を限度に許可するものとし、操業区域は、大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点から真方位6度15分の線と大分県豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度（磁針方位）の線との間における乙の管轄海域とする。

3 甲及び乙は、前2項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

### （入漁者の選定基準）

第2条 甲及び乙は、入漁の許可を受けている大分県又は山口県の漁業者が自己の管轄海域において小型機船底びき網手繰第2種漁業につき違反を行ったときは、当該漁業者に対し当該漁期中その入漁を停止するものとする。

2 甲及び乙は、入漁の許可を受けていない者が、甲又は乙の管轄海域において小型機船底びき網漁業の操業を行ったときは、当該漁業者に対し、以降の入漁の許可をしないことがある。

3 甲及び乙は、共通海域において小型機船底びき網手繰第3種漁業の違反を行った者に対し、甲、乙協議の上、自己の管轄海域への入漁を停止し、又は入漁の許可をしないことができるものとする。

### （協定の有効期間）

第3条 この協定は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和4年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 嗣政

乙 大分県知事 広瀬 勝貞



入 漁 協 定 書 (案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第6条第2項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と福岡県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

（入漁隻数）

- 第1条 甲は、福岡県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 2 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

（協定の有効期間）

第2条 この協定は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和4年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村 岡 嗣 政

乙 福岡県知事 服 部 誠太郎

いかす網（いかかご）漁業の入漁に関する了解事項（案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定に関連して協議されたいかす網（いかかご）漁業について、次のとおり了解する。

福岡県から山口県漁場（共同漁業権漁場）に入漁するいかす網（いかかご）漁業については、従来の実績を尊重して処理するものとする。

令和 年 月 日

山口県農林水産部水産振興課長 中 村 圭 吾

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 中 原 亨

漁業取締りに関する覚書 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>漁業取締りに関する覚書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共通海域における漁業取締りについては、次の各号のとおりとする。<br/>         なお、3県が従来行ってきた取締権限の範囲については、周防灘3県協定の締結により変更をしないものとする。</p> <p>(1) 法律及び省令違反( (2) 及び(3)に掲げるものを除く。) については、違反者の所属都道府県を問わず、3県いずれの県も取締りを行うものとする。ただし、漁業法(以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第44条違反及び法第47条違反については、当該違反者の属する県が取締りを行うものとする。</p> <p>(2) 法第131条第1項違反については、停泊等の命令を発出した県及び違反者の属する県が取締りを行うものとする。</p> <p>(3) 3県の海区漁業調整委員会指示及び周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に係る法第120条第11項違反については、知事の命令を出した県が取締りを行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> | <p>漁業取締りに関する覚書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共通海域における漁業取締りについては、次の各号のとおりとする。<br/>         なお、3県が従来行ってきた取締権限の範囲については、周防灘3県協定の締結により変更をしないものとする。</p> <p>(1) 法律及び省令違反<br/>         は、違反者の所属都道府県を問わず、3県いずれの県も取締りを行うものとする。ただし、3県の海区漁業調整委員会指示及び周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に係る漁業法第67条第11項違反については、知事の命令を出した県が取締りを行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 各県漁業調整規則違反については、各県は違反者が自県内及び3県以外に属するものに限りに限り取締りを行うものとし、この場合においては、違反現認し</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(5) (略)</p> <p>3 周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に従わない者に対する<u>法第120条第11項</u>による知事の命令については、各々の知事が行うものとする。ただし、命令の内容は同一のものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 この覚書は、<u>令和2年12月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。</u></p> | <p>た県の漁業調整規則を適用するものとする。ただし、3県以外に属するものに対して3県のいずれかの県が当該違反に係る漁業に関して許可証等の発給を行っている場合は、その県が自県の漁業調整規則を適用し処理するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に従わない者に対する<u>漁業法第67条第11項</u>による知事の命令については、各々の知事が行うものとする。ただし、命令の内容は同一のものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 この覚書は、<u>周防灘3県協定の効力が生ずる令和2年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。</u></p> |
|---|--|

行政処分に関する覚書 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>行政処分に関する覚書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行政処分の実施は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 3 県内に属する者の違反に係る行政処分については、当該違反者の属する県が行う。</p> <p>(2) 3 県内に属さない者の違反に係る行政処分については、検挙した県が行う。</p> <p>(3) 3 県以外の取締機関が 3 県内に属さない者を検挙したものについては、3 県が協議した上で行政処分を行う県を決定するものとする。</p> <p>(削る)</p> | <p>行政処分に関する覚書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行政処分の実施は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 3 県内に属する者の違反に係る行政処分については、当該違反者の属する県が行う。</p> <p>(2) 3 県内に属さない者の違反に係る行政処分については、検挙した県が行う。</p> <p>(3) 3 県以外の取締機関が 3 県内に属さない者を検挙したものについては、3 県が協議した上で行政処分を行う県を決定するものとする。</p> <p>(4) 上記 (1) ～ (3) により行政処分を行うことが困難な場合は、3 県が協議した上で<u>小型機船底びき網漁業取締規則 (昭和 27 年農林省令第 6 号)</u> に基づく行政処分を水産庁に依頼するものとする。</p> |

## 周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 周防灘三県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は漁業法その他法令の定めるところにより、第2条に定める海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。ただし、海区漁業調整委員会が権限を有しているものはこの限りでない。

(設置区域)

第2条 委員会は、次の海区をもって設置する。

山口県瀬戸内海海区

福岡県豊前海区

大分海区

(事務局所在地)

第3条 委員会の事務局は、会長の属する海区漁業調整委員会事務局内に置く。

(委員会)

第4条 委員会は委員15名(各海区5名)をもって組織する。

- 2 専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は学識経験のある者のうちから、関係県の知事が協議のうえ選任する。
- 4 委員会の事務は事務局所在地の委員会書記がこれを行う。

(会長、副会長の職務)

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長、副会長共に事故あるときは委員が互選した委員でその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し会議の議長となる。ただし、会長及び前条に規定する職務を代理する者が互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び前条に規定する職務を代理する者とともに事故あるときの会議は、都道府県知事が招集する。

- 2 委員の1/3以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは会長はその請求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はすくなくとも7日前に議事事項並びに委員会の日時及び場所を第2条の委員会に通知しなければならない。
- 4 委員会は開催通知を受取ったならば、日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともにただちに代表委員に通知しなければならない。
- 5 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第7条 委員会は定員の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別のさだめある場合を除くほか出席委員の過半数で決する。可否同数の時は会長の決するところによる。

3 委員会の会議は公開とする。

第8条 委員会の会議はあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急を要すると認めた事項についてはこの限りでない。

2 委員から発言を求めたときはその要求の順序によって議長がこれを許可する。

第9条 委員は議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。

第10条 委員は自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席して発言することができる。

(議事録)

第11条 会長は会議の議事録を作成し下記の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第12条 議事録は会長の指名する委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は委員会の議決によって行う。

(雑則)

第15条 前各号に定めるもののほか、議事の運営に関する必要な事項は会長がその都度定める。

附 則

この規程は昭和55年9月30日から適用する。

附 則

この規程は平成21年9月30日から適用する。

附 則

この規程は令和2年9月24日から適用する。





現行

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止について、次のとおり指示する。

ただし、当委員会の承認を得た場合、又は福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

平成28年8月9日（公報登載日）

福岡県豊前海区漁業調整委員会  
会 長 高 松 三 男

1 指示する内容

(1) 禁止する漁法

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法

(2) 禁止する区域

福岡県豊前海区海面

2 指示期間

平成28年8月15日から平成33年8月14日まで

案

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

令和3年 月 日（公報登載日）

福岡県豊前海区漁業調整委員会  
会 長 江口 猛

1 指示する内容

(1) 禁止する漁法

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法

(2) 禁止する区域

福岡県豊前海区海面

2 指示期間

令和3年8月15日から令和8年8月14日まで

「要望事項とりまとめの留意点について」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における主要提出議題  
(平成20年度以降)

| 会議年度         | 筑前海区関連議題  | 豊前海区関連議題 | 有明海区関連議題 |
|--------------|---|----------|----------|
| H20年         | なし  | なし       | なし       |
| H21年         | なし  | なし       | なし       |
| H22年         | なし  | なし       | なし       |
| H23年         | なし  | なし       | なし       |
| H24年         | ・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について  | なし       | なし       |
| H25年         | ・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について<br>・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて                        | なし       | なし       |
| H26年<br>～29年 | ・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と我が国ふぐはえなわ漁船の操業秩序維持について<br>・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について | なし       | なし       |
| H30年<br>～R2年 | ・日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について<br>・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について                    | なし       | なし       |

提案議題 (要望事項・協議事項・照会)

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

### 内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場ではありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者にする行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

提案議題 (要望事項・協議事項・照会)

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

### 内 容

新日韓漁業協定（平成11年1月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成20年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

## 第41回瀬戸内海広域漁業調整委員会 議事次第

日時：令和3年3月24日（水） 午後2時から  
場所：神戸地方合同庁舎 3階 第6共用会議室  
（神戸市中央区海岸通29）

\*委員は情報通信機器を活用し出席

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

### 3. 議 題

- (1) サワラに関する委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (3) その他
  - ① 沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について
  - ② 新漁業法に基づく新たな資源管理について
  - ③ 令和3年度資源管理関係予算について
  - ④ その他

### 4. 閉 会

## さわら広域資源管理に係る委員会指示について

### 1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第34号の有効期間は、令和2年5月29日から令和3年3月31日までとなっているが、引き続き取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和3年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

### 2. 委員会指示第37号（案）の概要

- (1) 現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- (2) なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週2日の定期休漁と輪番による4日間（5月に3日間、6月以降に1日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。



瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十七号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和三年三月二十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

|      |   |
|------|---|
| 紀伊水道 | <p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> |
| 大阪湾  | <p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>   |
| 播磨灘  | <p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>三 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> <p>四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p> |
| 備讃瀬戸 | <p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p> <p>三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p>   |
| 燧灘   | <p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p> <p>二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>   |
| 安芸灘  | <p>次に掲げる海域一及び二を合わせた海域</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>一 次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭崎灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭崎灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島瀬崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち、広島県海域</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p> |
| 伊予灘 | <p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>   |
| 周防灘 | <p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線</p>  |

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

| 区 域  | 期 間   | 制 限   |
|------|---|---|
| 紀伊水道 | 五月十五日から六月二十日まで  | さわらを目的とした操業の禁止  |
| 大阪湾  | 五月二十五日から六月三十日まで<br>(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで) | さわらを目的とした操業の禁止  |
| 播磨灘  | 九月一日から十一月三十日まで<br>(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)  | さわらを目的とした操業の禁止<br>(ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)   |
|      |   | 毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止 |
|      |   | 毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止                                 |
| 備讃瀬戸 | 九月一日から十一月三十日まで<br>(ただし、さわらを目的とした流                     | さわらを目的とした操業の禁止  |

|     |                |                                  |
|-----|----------------|----------------------------------|
| 燧灘  | 九月一日から九月三十日まで  | さわらを目的とした操業の禁止                   |
|     |                | さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする |
| 安芸灘 | 九月一日から九月三十日まで  | さわらを目的とした操業の禁止                   |
| 伊予灘 | 五月十六日から六月十五日まで | さわらを目的とした操業の禁止                   |
| 周防灘 | 五月一日から五月三十一日まで | さわらを目的とした操業の禁止                   |

#### 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。

